

第2部

出入国在留管理行政に係る主要な施策等

- 第1章 出入国在留管理政策懇談会
- 第2章 円滑かつ厳格な入国審査等の実施
- 第3章 外国人材の受入れと出入国在留管理行政
- 第4章 技能実習制度及び特定技能制度
- 第5章 外国人との共生社会の実現に向けた取組
- 第6章 不法滞在・偽装滞在者への対策等
- 第7章 難民等の適正な保護・支援の推進
- 第8章 国際社会及び国際情勢への対応
- 第9章 広報活動
- 第10章 組織・体制
- 第11章 予算等

第1章 出入国在留管理政策懇談会

出入国在留管理政策懇談会は、国内外の状況を踏まえつつ、将来的な出入国在留管理行政の在り方等について、広く各界の有識者から御意見を聞くために設けられた法務大臣の私的懇談会である。

前身の出入国管理政策懇談会においては、平成2年11月に第1次出入国管理政策懇談会が設けられて以降、これまで7次にわたる政策懇談会が設けられた。出入国在留管理行政が直面する様々な課題について幅広い観点から議論いただき、今後の出入国在留管理行政に係る施策の立案や第2次出入国在留管理基本計画の策定に当たっての参考とするため、新たに出入国在留管理政策懇談会を開催している。

出入国在留管理政策懇談会においては、今後の出入国在留管理行政に係る施策の立案や出入国在留管理基本計画の策定等に役立てることを目的に、共生社会実現のため、外国人の人権に配慮しながら、ルールにのっとって外国人を受け入れ、適切な支援を行っていくとともに、ルールに違反する者に対しては厳正に対応するという観点から

- ・ デジタル技術等を活用した円滑かつ厳格な出入国審査を推進すること
 - ・ 本邦に在留する全ての外国人について、適正な在留管理を行い、社会構造や経済活動の変化を踏まえつつ、受入れの在り方を検討すること
 - ・ 在留外国人に向けた支援を強化し、共生社会を推進すること
 - ・ 難民及び補完的保護対象者の適正かつ迅速な保護を図ること
 - ・ 安全・安心な社会の実現に向け、厳格かつ適正な退去強制手続を効果的に実施すること
 - ・ これら5つの検討の方向性を実現するため、出入国在留管理行政の基盤等を強化すること
- など多岐にわたる議論をいただいている。



第1回会合



第2回会合①



第2回会合②

第2章 円滑かつ厳格な入国審査等の実施

観光立国の実現に貢献するため、我が国を訪れる大多数の問題のない外国人に対しては、円滑な入国審査の実施に努める一方で、安心して外国人と共生できる社会の実現のため、テロリストや不法就労等を企図する外国人に対しては、厳格な入国審査を実施し、その入国を確実に阻止する必要がある。

第1節 観光立国実現に向けた取組

1 共同キオスク

旅客の利便性向上と水際対策の更なる効率化を実現するため、省庁の枠組みを超えた新たな取組として、入管・税関手続に必要な情報を同時に提供することを可能とする「共同キオスク」を財務省税関と共同で導入し、2025年4月以降、羽田空港（第2ターミナル・第3ターミナル）、成田空港（第3ターミナル）、関西空港（第1ターミナル・第2ターミナル）において、順次運用を開始した。

共同キオスクを利用することにより、これまで入管・税関それぞれに提供していた旅券情報・顔写真（加えて外国人の入国手続では指紋）・申告情報を同時に提供することが可能となるため、入管・税関手続にかかる重複する部分を解消して入国手続全体の効率化を図ることとしている。



共同キオスク

共同キオスク紹介ページ

(https://www.moj.go.jp/isa/06_00024.html)

2 プレクリアランスの実施

プレクリアランスとは、観光客等を対象に出発空港での待ち時間を利用して入国手続の一部を実施し、到着空港における入国審査を迅速化する取組である。台湾においては2005年4月から定期的の実施していたが、2007年11月から我が国において個人識別情報（指紋・顔写真）の提供が義務化された流れを受け、2009年11月以降は一時休止の状態にあった。

10年以上の休止期間を経ていることから、関係機関や民間企業等の非常に多くの関係者と綿密な調整を重ね、2023年1月18日から同月31日にかけて、台湾桃園国際空港においてプレクリアランスを試行的に実施した。台湾における新型コロナウイルス感染症に係る規制が緩和されて初の春節（旧正月）期間中での実施ということもあり、日本に到着後手続を待つのではなく、台湾で搭乗を待っている間に手続ができる点等について大いに歓迎され、多くの観光客がプレクリアランスを利用した。

プレクリアランスの実施によって、到着空港における入国審査が迅速化し、入国審査待ち時間の短縮効果が得られたため、2023年に引き続き、2024年2月1日から同月29日までの間及び2025年1月16日から2月12日までの間、台湾桃園国際空港においてプレクリアランスを実施した。

3 バイオカート

上陸審査ブースでの手続を簡略化し、外国人旅行者の入国手続をより迅速にするため、上陸審査待ち時間を活用して前倒しで個人識別情報（指紋及び顔写真）の提供を受けるための機器、通称「バイオカート」を、2016年10月から、特に審査待ち時間短縮効果が高いと思われる関西空港、高松空港及び那覇空港に導入した。その後、2017年4月から2024年7月にかけて、成田空港等21空港に導入し、円滑な審査の一層の推進を図っている。

「観光ビジョン実現プログラム2020」（観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム2020）（令和2年7月観光立国推進閣僚会議決定）においては、新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、インバウンド促進等に向け引き続き取り組む施策として、空港における入国審査待ち時間については20分以内を目指すところ、審査待ち時間短縮方策の1つとして、バイオカートが活用されている。



バイオカート

バイオカート紹介ページ

(https://www.moj.go.jp/isa/immigration/resources/nyuukokukanri07_00110.html)

4 自動化ゲート

(1) 自動化ゲートの利用促進

事前に利用希望者登録を行った日本人及び一定の要件（再入国許可を受けていること、TTP登録者等）に該当する外国人については、自動化ゲートを利用することにより、一般の出入国審査ブースで入国審査官の審査を受けることなく出入国手続を受けることを可能とし、円滑かつ厳格な審査の一層の推進を図っている。自動化ゲートは、2007年11月に成田空港に設置された後、2009年9月から2010年10月にかけて、中部空港、関西空港及び羽田空港にも設置されている。



自動化ゲート

自動化ゲート紹介ページ

(https://www.moj.go.jp/isa/immigration/resources/nyuukokukanri01_00111.html)

(2) トラストイド・トラベラー・プログラム

トラストイド・トラベラー・プログラム（TTP）は、「短期滞在」の在留資格で活動を行おうとする者のうち、ビジネスマン等の一定の要件を満たす「信頼できる渡航者（トラストイド・トラベラー）」に、「特定登録者カード」を交付し、自動化ゲートの利用を可能とする制度であり、2016年11月1日に運用が開始された。2020年3月16日には、TTPの登録要件を緩和するとともに、登録対象を十分な資力信用を有する観光客や、TTP登録者の家族（配偶者及び未成年未婚の子）まで拡大した。

なお、日米二国間渡航円滑化イニシアチブに基づき、米国のグローバル・エントリー・プログラム（GEP）に登録をしていることを前提に、TTPの利用希望者登録を申請する米国人については、要件の一部が免除となる。

また、登録申請数はTTPの対象が拡大した直後にコロナ禍に突入した経緯もあり、入国制限が撤廃されて以降、増加傾向にある。



特定登録者カード（表面）



特定登録者カード（裏面）

5 顔認証ゲート

(1) 日本人の出帰国手続における顔認証ゲートの導入

観光立国推進のため、更なる出入国審査の迅速化が求められていることから、顔認証技術を活用して日本人の出帰国手続を合理化し、より多くの入国審査官を外国人の審査に充てることにより、厳格な審査を維持しつつ、更なる円滑化を図ることとしている。

顔認証技術の活用にあたっては、実証実験を行い、所要の検討を行った上で、2017年10月18日、羽田空港に顔認証ゲートを先行導入し、日本人の帰国手続において運用を開始した。その後、2018年度から2020年度にかけて、新千歳空港、成田空港、中部空港、関西空港、福岡空港及び那覇空港に顔認証ゲートを導入し、日本人の出帰国手続において運用している。



顔認証ゲート

顔認証ゲート紹介ページ

(https://www.moj.go.jp/isa/immigration/resources/nyuukokukanri07_00168.html)

(2) 外国人出国手続における自動化ゲートの利用拡大

「観光ビジョン実現プログラム2016」（観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム2016）（平成28年5月観光立国推進閣僚会議決定）において、我が国の空港における出国手続に要する時間を短縮するため、外国人の出国手続において自動化ゲートの利用を拡大するとされた。日本人の出帰国手続において運用している顔認証ゲートを、観光等の目的で入国した外国人の出国手続にも活用することとし、2019年7月24日、羽田空港を皮切りに、上記（1）の7空港において順次運用を開始している。

6 外国人入国記録（EDカード）の電子化

我が国に入国する外国人は、入国審査を受ける際に外国人入国記録（EDカード）を入国審査官に提出してきたところ、外国人の利便性向上を図る観点から2021年12月20日から成田空港等の主要6空港において外国人入国記録（EDカード）を電子的に提出することを可能とした。2022年以降、新型コロナウイルス感染症の影響で運航が停止されていた国際線の再開に合わせて順次対応空港を拡大しているところ、2024年12月末現在で36空港に拡大した。

EDカード紹介ページ

(<https://www.moj.go.jp/isa/immigration/procedures/translation.html>)

7 クルーズ船の乗客への対応

近年、我が国に寄港するクルーズ船の増加、大型化が顕著であるところ、クルーズ船を招致する自治体などから、寄港地での限られた停泊時間内に乗客が十分に観光等を行えるよう、到着後の手続の迅速化が求められている。出入国在留管理庁においては、出入国在留管理庁長官が指定するクルーズ船の外国人乗客を対象として、簡易な手続で上陸を認める船舶観光上陸許可制度の運用を行い、2024年4月22日に船舶観光上陸許可に係る外国人入国記録の提出を廃止するとともに、クルーズ船各社への指導を強化するなど、円滑かつ厳格な審査の実施に努めてきた。なお、2017年の船舶観光上陸許可数は約245万人であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により我が国に寄港するクルーズ船が減少したことから、2020年の船舶観光上陸許可数は約12万人にとどまった。同年3月以降、クルーズ船の運航休止が続いたため、2021年、2022年に船舶観光上陸許可を受けた者はいなかったが、2023年3月から国際クルーズ船の運航が本格的に再開されており、2023年の船舶観光上陸許可数は約17万人、2024年は約167万人であった。



クルーズ船における上陸審査の様子

8 審査待ち時間の公表^(注)

訪日外国人旅行者にとっては、入国審査待ち時間が我が国での滞在時間に影響を与えるため、大きな関心事項であることなどを考慮し、「入国審査待ち時間20分以内の達成率」及び「最長入国審査待ち時間・発生時刻」を出入国在留管理庁ホームページに公表している。

空港における入国審査待ち時間掲載ページ

(https://www.moj.go.jp/isa/immigration/resources/nyuukokukanri07_00117.html)

第2節 水際対策の強化

1 情報を活用した出入国審査

(1) 個人識別情報を活用した入国審査の実施

2007年11月から、我が国に上陸しようとする外国人には、個人識別情報（指紋及び顔写真）の提供が義務付けられている。これにより、上陸申請者と旅券名義人との同一人性の確認及び出入国在留管理庁が保有する要注意人物リストとの照合をより正確かつ迅速に行うことが可能となったほか、過去に退去強制歴がありながら偽変造旅券や他人名義旅券を利用して繰り返し不法入国しようとする者についても、出入国在留管理庁が保有する被退去強制者の指紋及び顔画像と照合することにより、確実に発見できるようになった。

また、2016年10月から、テロリスト等を上陸審査時に確実に発見するため、上陸審査時に外国人から提供を受けた顔写真とテロリスト等の顔画像との照合を実施している。個人識別情報の活用による被退去命令者数及び被退去強制者数は、入国審査における同情報の活用開始から2024年12月末までの累計で1万2,809人となっている。

他方、過去の退去強制歴が発覚するのを避けるため、自己の指紋を傷つけたり手術を受けたりするなどして指紋を偽装し、又はこうした手口により偽造旅券を行使して不法入国したと見られる事案が発生している。そのような偽装指紋事案については、より適正に対応するため、機器の改修等により偽装指紋の看破に努めているほか、出入国在留管理庁が退去強制手続を執るだけでなく、刑事処分を含め厳格に対処する必要があることから、警察等捜査機関へ告発・通報を行っている。

加えて、2021年3月26日から出国時に出国確認を受ける者と出入国在留管理庁が保有する出国確認留保対象者の顔画像との照合を実施している。



個人識別情報を活用した入国審査風景

(注) 新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年4月以降は、入国審査待ち時間の計測を見合わせていたが、2023年6月分から、7大空港に限り再開している。

(2) API及びPNRを活用した入国審査

テロリスト等要注意人物の入国を防ぐため、2005年1月、航空会社から旅客の身分事項等に関する情報（事前旅客情報（API））を電子データとして提供を受け、要注意人物に係るデータベースと自動的に照合する事前旅客情報システム（APIS）を導入した。

そして、2007年2月には、本邦に入る全ての船舶及び航空機の長に対しAPIの報告が義務付けられることになり、特に航空機については、提出の利便性等から、APIS経由で提出を行うものが飛躍的に増加した。その結果、出入国在留管理上の要注意人物の到着に係る情報を事前に把握することが可能となり、より効果的、効率的な水際対策を実施できることとなった。また、2020年7月からは、入港する船舶のAPIについてもAPISを運用しており、一層厳格な入国審査を実現している。

なお、APISについては、2021年6月のシステム刷新により、「事前審査システム」に名称が変更された。

また、外国人入国者が大幅に増加する中、出入国在留管理上の要注意人物の入国を水際で確実に阻止するため、2015年1月から航空会社に対して乗客予約記録（PNR）の報告を求めている。さらに、2016年1月からは、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）経由でPNRの電子的な受領を開始し、入国審査に活用している。

なお、API及びPNRの報告については、電子化の推進による情報の効率的な分析・活用を図るため、2021年6月からNACCS経由での電子的な報告を義務化している。

2 情報収集・分析の強化

近年、世界各地でテロが続発している中、テロリスト等の入国を確実に阻止するため、出入国在留管理庁には一層厳格な水際対策が求められている。

その一方で、観光立国推進に向けた円滑な入国審査とテロの未然防止を含む厳格な入国管理を高度な次元で両立させることが必要である。

出入国在留管理庁においては、情報収集及び分析を専門とする部署が中核となって、国内外の関係機関との情報共有を推進している。具体的には、国際的なテロリストの情報等、各種情報を収集し、APIやPNRを含めた出入国在留管理庁保有の情報と合わせて、人工知能（AI）を活用するなど高度な分析を行い、その結果を空港等の地方出入国在留管理官署で活用することにより円滑かつ厳格な水際対策を実施している。

コラム 口頭審理業務を担当する職員の声

(東京出入国在留管理局羽田空港支局審判部門 大北 毅)

私は現在、東京出入国在留管理局羽田空港支局の特別審理官として、外国人の上陸審査におけるインタビュー（口頭審理）を担当しています。

空港における外国人の上陸審査手続では、まず上陸審査場内のブースにおいて審査を担当する入国審査官が、申請者のパスポート、入国のための申請書（いわゆるEDカード、Visit Japan Webの電子EDカードを含む。）、査証及び個人識別情報などを受け取った上で、来日の目的などを確認します。そしてパスポート等に疑わしい点があった場合や、日本での活動内容に不審な点がある場合には、セカンダリ審査と呼ばれる事務室内での審査に手続が移行することになります。

その後、セカンダリ審査で詳しく話を聞き、申請人の説明や所持している資料を確認するなどの詳しい審査を経ても、申請人が入管法に定められている上陸条件に適合していない可能性があると思われる、さらに慎重に審査をする必要があると判断された場合には、口頭審理を担当する特別審理官に申請人が引き渡されることとなります。

口頭審理では私たち特別審理官が、申請人の母国語等に合わせた通訳人を介して話を聞くことで、あらためて申請人が思いどおりに発言できるようにより配慮しつつ、入国目的や日本での活動内容についてさらに詳しく話を聞き、上陸条件に適合しているかを確認して、日本への入国を認めるのか否かを判断することになります。

口頭審理の結果、上陸条件に適合しないと認定された場合には、申請人に審査の結果を伝えた上で、その認定に対する異議の申出の希望について確認します。申請人が異議の申出をしなかった場合には、航空会社と帰国便について協議した後、日本からの退去を命じて出国させることとなります。異議申出を希望した場合には、法務大臣等が口頭審理の内容や各種資料を確認し、異議の申出が理由があるかどうかを裁決することになります。

このように、私たち特別審理官は、外国人の上陸審査において、十分に入国目的等に関する聴取を行うに当たり、公正な手続に努めています。その上で、鑑識技術なども活用して、水際で不正な外国人の入国を阻止することで、日本で生活する皆様が平穏無事に生活できるよう、日々、職務に専念していく所存です。



第3章 外国人材の受入れと出入国在留管理行政

第1節 高度外国人材の受入れの推進

1 高度外国人材に対するポイント制による優遇制度の概要

我が国は、我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、高度外国人材に対するポイント制による出入国在留管理上の優遇措置（以下「高度人材ポイント制」という。）を2012年5月から導入し、高度外国人材の受入れを促進している。高度人材ポイント制とは、我が国の経済成長等に貢献することが期待されている高度な能力や資質を持つ外国人を対象に、「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」、「高度経営・管理活動」の3つの活動類型を設定し、それぞれの活動の特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」といった項目ごとにポイントを設け、その合計が70点に達した外国人を「高度外国人材」と認定し、在留資格「高度専門職」を付与して、出入国在留管理上の優遇措置を講じるものである。在留資格「高度専門職」には、「高度専門職1号」及び「高度専門職2号」があり、「2号」の方が「1号」よりも拡充された優遇措置が講じられている。「高度専門職2号」については、「高度専門職1号」と同じくポイントの合計が70点以上であることを求めるほか、「高度専門職1号」の在留資格をもって我が国に3年以上在留してその活動を行っていたこと、素行が善良であること及び我が国の利益に合すると認められることという要件を定めている。

高度人材ポイント制に関する紹介ページ

(https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/newimmiact_3_index.html)

(1) 高度専門職1号の優遇措置

- ア 在留期間「5年」の付与
- イ 複合的な在留活動の許容
- ウ 配偶者の就労^(注1)
- エ 一定の条件^(注2)の下での親の帯同
- オ 在留歴に係る永住許可要件の緩和
- カ 一定の条件^(注3)の下での家事使用人の雇用
- キ 入国・在留手続の優先処理

(2) 高度専門職2号の優遇措置

- ア 在留期間が無期限となる
- イ 高度専門職1号の活動と併せてほぼ全ての就労資格の活動を行うことができる
- ウ 前記(1)ウからカまでの優遇措置が受けられる

(注1) 在留資格「教育」、「技術・人文知識・国際業務」等に該当する活動の場合には、学歴又は職歴に関する一定の要件を満たさずとも高度外国人材の配偶者としての在留資格で就労可能。

(注2) 7歳未満の子を有する場合又は高度外国人材若しくはその配偶者が妊娠中の場合等。

(注3) 13歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有する場合等。

2 特別高度人材制度（J-Skip）

2023年4月から特別高度人材制度（J-Skip）が導入され、高度人材ポイント制とは別途、学歴又は職歴と、年収が一定の水準以上であれば在留資格「高度専門職」が付与され、“特別高度人材”として、高度人材ポイント制よりも配偶者の就労や家事使用人の雇用等の観点で拡充された優遇措置を認めている。

具体的には、「高度学術研究活動」・「高度専門・技術活動」の活動類型の者については、その要件が「修士号以上取得かつ年収2,000万円以上」又は「従事しようとする業務等に係る実務経験10年以上かつ年収2,000万円以上」である。また、「高度経営・管理活動」の活動類型の者については、「事業の経営又は管理に係る実務経験5年以上かつ、年収4,000万円以上」であることを要件としている。

特別高度人材制度紹介ページ

(https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/nyuukokukanri01_00009.html)

3 未来創造人材制度（J-Find）

2023年4月から未来創造人材制度（J-Find）が導入され、優秀な海外大学等を卒業等した者が、本邦において就職活動又は起業準備活動を行う場合、在留資格「特定活動」（未来創造人材）を付与され、最長2年間の在留が認められる。また、その間配偶者・子を帯同することも可能である。

対象者の具体的な要件は、3つの世界大学ランキング^(注)中、2つ以上で100位以内にランクインしている大学又は大学院を卒業して5年以内であることや、滞在当初の生計維持費20万円を所持していること等となっている。

未来創造人材制度紹介ページ

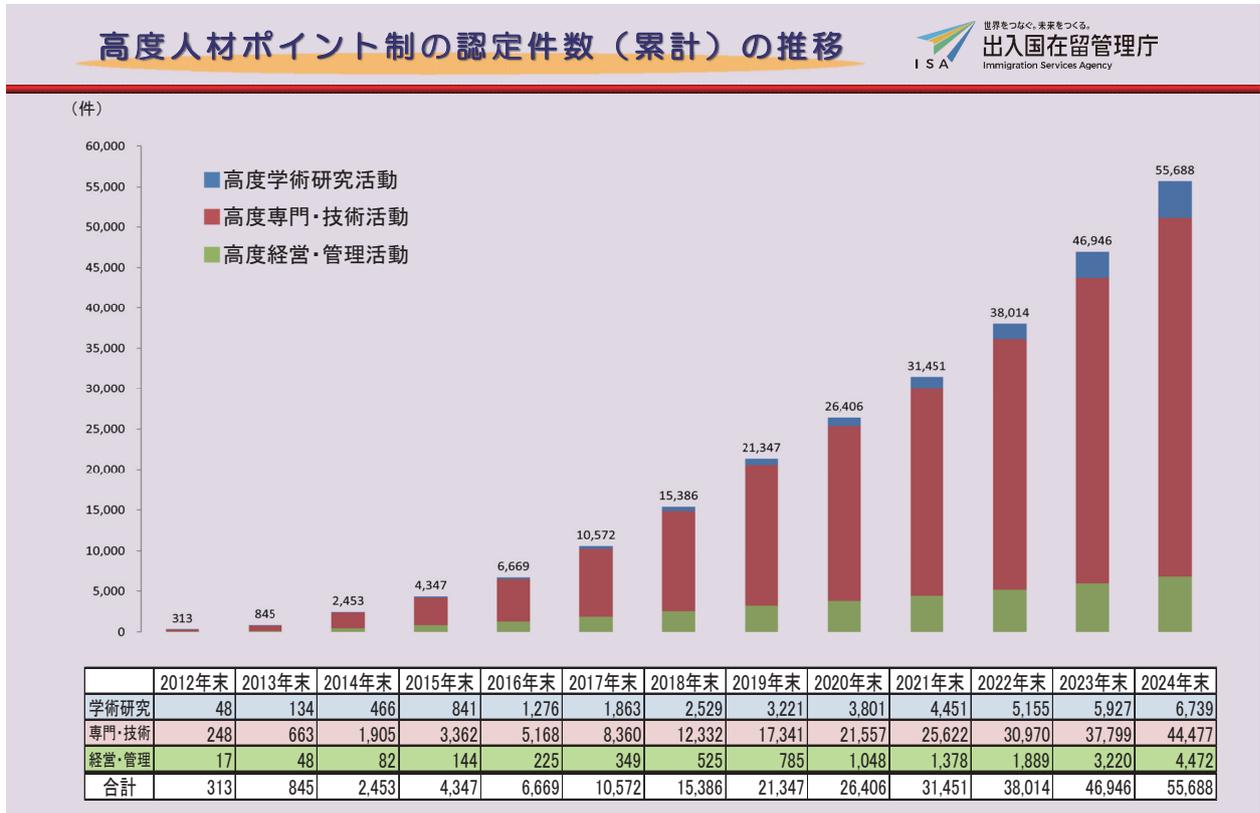
(<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/designatedactivities51.html>)

(注) ①クアアカレリ・シモンズ社公表のQS・ワールド・ユニバーシティ・ランキングス、②タイムズ社公表のTHE ワールド・ユニバーシティ・ランキングス、③シャンハイ・ランキング・コンサルタンシー公表のアカデミック・ランキング・オブ・ワールド・ユニバーシティズ

4 受入れの現状

高度人材ポイント制により、2024年12月末までに、高度外国人材として5万5,688件を認定している（図表85）。

図表85 高度人材ポイント制の認定件数（累計）の推移（2024年12月末）



第2節 国家戦略特区における外国人材の受入れ

1 創業人材

国家戦略特別区域において外国人起業家の受入れを促進することにより、当該区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成27年法律第56号）により、「国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業」が特例措置として規定された。

本事業は、国家戦略特別区域会議が本事業を区域計画に定め、当該区域計画が内閣総理大臣の認定を受けたときに、当該区域計画において定められた本事業実施区域を管轄する地方公共団体が、在留資格「経営・管理」で入国しようとする外国人について創業事業計画の実現可能性を審査し、事業の安定性及び継続性に係る一定の要件を満たしていることを確認した場合には、通常は上陸時に求められる在留資格「経営・管理」に係る要件を上陸後6月が経過するまでの間に満たせばよいこととして入国を認め、国家戦略特別区域内での創業活動を特例的に認めるものである。

なお、本事業については、2025年1月から外国人起業活動促進事業（第3章第3節3参照）へと一本化したため、現在本事業を活用し在留している外国人については、在留期間更新の時期に合わせて当該外国人起業活動促進事業を活用するために在留資格変更手続を行うこととなる。

2 外国人エンジニア

スタートアップをはじめイノベティブな国内企業の成長を担う海外の優秀なITエンジニアを確保し、我が国における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、2023年10月に「国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業」を創設し、特区における外国人エンジニアの「技術・人文知識・国際業務」の在留資格認定証明書交付申請の審査を迅速化するとともに、その期間を明確化することとした。また、2024年9月に人手不足が懸念される半導体関連事業を当該事業の対象に追加した。

3 海外大学卒業留学生

2024年3月に「国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動促進事業」を創設し、特区自治体及び日本語教育機関の関与の下、海外大学等を卒業した留学生が、直近1年間において在籍管理を適正に行っている日本語教育機関を卒業後も、就職活動の継続を希望する場合に、就職活動継続のための在留資格「特定活動」を最長1年間認めることとした。

第3節 その他の措置

1 日系四世の更なる受入れ

日系四世については、定住者の在留資格をもって在留する日系三世の扶養を受ける未成年で未婚の実子に限り日本への入国・在留が認められていたところ、2018年7月、日系四世の若者を受け入れ、日本文化を習得する活動等を通じて日本に対する理解や関心を深めてもらい、もって日本と外国の日系社会との結び付きを強める架け橋になる人材を育成することを目的とした制度が創設、施行された。

この制度では、ワーキングホリデー制度と同様の入国要件を基本的に課しつつ、本制度独自の要件として、一定の日本語要件を入国時及び在留期間更新時に求めるほか、日系四世に対し入国・在留に係る支援を行う「日系四世受入れサポーター」の確保を必須としている。また、本制度で受け入れられた日系四世は、最長で通算5年間、日本語を含む日本文化等を理解するための活動に従事するとともに、当該活動を行うために必要な資金を補うために必要な範囲内の報酬を受ける活動（風営法関係の業務に従事する活動は除く。）を行うことが可能である。また、本制度については、日系四世の受入れの更なる促進を図るため、2021年3月に入国・在留時に課している日本語要件の一部緩和を実施した。

さらに、2023年12月、入国時の年齢制限や日系四世受入れサポーターの要件を緩和したほか、適切に通算5年間の活動を満了して、一定の要件を満たすこととなった日系四世については、本制度活用後の選択肢として、在留資格「定住者」への変更を認める措置を講じた。

2 オンラインによる在留外国人に係る在留手続

2018年6月に閣議決定された「未来投資戦略2018」において、在留資格手続の円滑化・迅速化のため、外国人を適正に雇用し、また外国人雇用状況届出等を履行している所属機関を対象に、外国人本人に代わって手続を行うことを可能とする在留資格手続上のオンライン申請を2018年度から開始することとされた。

その後改正を重ね、利用者、対象手続や対象となる在留資格を拡大し、2022年3月にマイナンバーカードの電子証明書と個人認証機能を活用した外国人本人などによるオンライン申請を可能とするとともに、「日本人の配偶者等」などの入管法別表第2の在留資格をオンライン申請の対象に追加するなどの改正を行った。

さらに、2024年3月には、外国人本人が申請する際に、マイナンバーカードを使用して、自己の所得・個人住民税情報を取得し、電子データで添付を行うことを可能とする措置を講じた。

オンラインによる在留手続紹介ページ

(<https://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/onlineshinsei.html>)

3 外国人起業家の受入れの推進

経済産業省告示である「外国人起業活動促進事業に関する告示」により、地方公共団体等から起業のための支援を受ける外国人起業家に対し、出入国在留管理手続上、2年を超えない期間で、「特定活動」の在留資格をもって入国・在留することが認められている。

また、本邦において優秀な留学生の受入れに意欲的に取り組んでいるとされる大学等に在籍中から起業活動を行っていた留学生が卒業後も継続して起業活動を行うことを希望する場合に、一定の要件の下で、在留資格「特定活動」による最長2年間の在留を認めることとしており、本邦の大学等を卒業した後に引き続き外国人起業活動促進事業又は国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を利用して本邦に在留していたものの、期間内に起業に至らなかった外国人についても、一定の要件の下、当該事業利用後に本措置への移行を認め、当該事業に基づく在留と合わせて最長2年間の在留を認めている。

4 留学生の適正な受入れの推進

(1) 留学生の就職支援

2016年6月に閣議決定された「日本再興戦略2016」において、留学生の日本国内での就職率を現状の3割から5割に向上させることを目指すこととされ、また、2018年12月に関係閣僚会議で取りまとめられた「総合的対応策」においても、留学生の就職できる業種の幅を広げることとされた。

そこで、優秀な外国人材の定着促進を図り、我が国経済社会の活性化に資することが期待される留学生の日本国内における就職の機会を拡大するために、「特定活動」の在留資格に係る告示が改正され、2019年5月30日に公布・施行された。これにより、本邦の大学を卒業又は大学院を修了した留学生について、本邦の大学・大学院において修得した知識、応用的能力等を活用することが見込まれ、日本語能力を活かした業務に従事する場合には、日本語能力試験N1レベル等の高い日本語能力を有すること、常勤の職員であること、日本人と同等額以上の報酬を受けることなど、一定の条件の下で、その就労できる業務内容を幅広く認めることとした。また、2023年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」を受け、2024年2月29日付けで当該「特定活動」の在留資格に係る告示を改正し、文部科学大臣が認定した専修学校専門課程を修了した者であって、高度専門士の称号を付与された者などを大学卒業者と同等と認められる者

として対象に加えることとした。本制度により、2024年末時点で1,164人が在留しており、更なる活用を促すため、出入国在留管理庁ホームページや相談窓口等において周知を行っている。

(2) 教育機関の在籍管理適正化

外国人留学生を受け入れる教育機関については、適切な学習環境の継続的な確保など、教育機関としての適正化が図られていることが必要である。この点について、2024年4月に上陸基準省令を一部改正し、外国人留学生を受け入れる教育機関について、適切な在籍管理を要件とすることを明文化する見直しを行っており、受入れに必要な管理体制を要件とすることにより、適正な体制を有していない場合は、外国人留学生の受入れを認めないこととし、教育機関による留学生の在籍管理の徹底を図っている。

(3) 日本語教育機関認定法の施行

我が国の在留外国人数が今後も増加することが見込まれる中、我が国において生活する外国人が必要な日本語を理解し、使用する能力を身に付けられる環境の整備が必要となっている。このような背景を踏まえ、2023年6月2日、日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民とともに円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを文部科学大臣が認定する制度を創設するとともに、認定日本語教育機関において日本語教育を行う教員の資格を整備することを目的とする「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（令和5年法律第41号）が公布され、2024年4月に施行された。この法律により認定を受けた日本語教育機関であることを在留資格「留学」による外国人留学生の受入れの要件にすることとしており、出入国在留管理庁においては、留学生の在留管理の観点から、日本語教育機関の認定基準に関する協議を受けるとともに、文部科学省と相互に連携・協力し、認定日本語教育機関における日本語教育の適正かつ確実な実施を図っている。

5 デジタルノマドの受入れ

いわゆる「デジタルノマド」と呼ばれる国際的なリモートワーカーの呼び込みに向け、2024年3月に新たな制度を創設した。具体的には、査証免除対象である国・地域かつ租税条約締結国・地域等の国籍等を有している者であることや、申請人個人の年収が1,000万円以上であることなどを要件とし、最長6月の間、本邦において、外国の企業との契約等に基づいたリモートワークができることとした。本制度により、2024年末時点で172人が入国した。

6 入国前結核スクリーニングの実施

我が国における結核患者は、いまだに国内で年間約1万人が発症し、約1,500人が死亡しているほか、近年、外国生まれの患者数が増加傾向にあり、特に、罹患率の高い国の出身者が本邦滞在中に結核を発病する例が見受けられる。

このような状況に鑑みて、本邦滞在中に結核と診断された外国生まれの患者の出生国のうち多くの割合を占めるフィリピン、ベトナム、インドネシア、ネパール、ミャンマー及び中国（以下「対象国」という。）の国籍を有し、中長期在留者（再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を有する者を除く。）並びに特定活動告示第53号及び同第54号（デジタルノマド及びその配偶者又は子）として我が国に在留しようとする者を対象に、在留資格認定証明書交付申請において、日本国政府が指定した対象国に所在する医療機関が発行する結核非発病証明書の提出を義務付ける入国前結核スクリーニングを実施することとした。

入国前結核スクリーニングは、調整がついた対象国から順次開始することとしているところ

ろ、フィリピン及びネパールについては2025年6月23日から、ベトナムについては2025年9月1日から、在留資格認定証明書交付申請における結核非発病証明書の提出義務付けを開始した。

入国前結核スクリーニングの開始予定について
(https://www.moj.go.jp/isa/10_00219.html)

第4章 技能実習制度及び特定技能制度

第1節 技能実習の適正化及び技能実習生の保護に向けた取組

1 技能実習生の失踪を減少させるための施策

2019年3月に「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」が取りまとめた改善方策に基づき、技能実習生の失踪を減少させるための取組を実施した。これに加えて、2019年11月には、技能実習生の失踪減少に向け、同改善方策を更に充実させる施策を取りまとめた。出入国在留管理庁において実施している主な取組や施策は以下のとおりである。

- 失踪者を出した送出機関・監理団体・実習実施者に対する、帰責性等を踏まえた技能実習生の新規受入れの停止

失踪率や実地調査の結果を踏まえ、監理団体に対する新規受入れに係る事業停止命令、監理団体許可の取消し、実習認定の取消し又は新規受入れに係る計画認定を行わないなどの措置を執る。

- 失踪した技能実習生を雇用した企業の刑事告発及び公表
不法就労外国人の摘発等を通じて、失踪した技能実習生を雇用した企業の刑事告発をした場合には、告発事実を公表する。

- 監理団体等への周知

2019年12月24日、監理団体及び団体監理型実習実施者に向けて、制度適正化に向けた取組に関する周知文及び技能実習生への相談窓口の案内に係る依頼文を直接送付し、技能実習生に対して、外国人技能実習機構における相談体制の周知を行った。

- 技能実習生に対する支援制度の周知

2021年3月、失踪防止等の技能実習の適正な実施や技能実習生の保護に資する目的で、技能実習生等向けに制度概要や相談先を紹介する広報動画を日本語を含む10言語により作成し、出入国在留管理庁ホームページ上で公表している。

- 失踪防止対策の周知等

2024年4月、技能実習生の失踪動機となり得る要因を取り除き、技能実習を適正に行うため、失踪防止対策の周知・啓発に資するリーフレットを作成し、出入国在留管理庁ホームページ上で公表している。

失踪防止対策に関する各種リーフレット紹介ページ

(https://www.moj.go.jp/isa/10_00204.html)



来日前の確認事項



「危険な誘い」リーフレット
【技能実習生用】



「乱暴防止」リーフレット



こうかんノートリーフレット
【受入れ機関用】

2 二国間取決め (MOC)

送出機関の適正化を主眼とした送出国政府との間の二国間取決めについては、2024年10月末時点で16か国（ベトナム、カンボジア、インド、フィリピン、ラオス、モンゴル、バングラデシュ、スリランカ、ミャンマー、ブータン、ウズベキスタン、パキスタン、タイ、インドネシア、ネパール及び東ティモール）との間で作成を行っている。出入国在留管理庁では同取決めに基づき、厚生労働省、外務省及び外国人技能実習機構とともに、相手国政府との間の意見交換を順次実施し、さらに、相手国における制度説明セミナーに出席するなど、技能実習の制度趣旨の周知徹底や理解の醸成、送出機関の適正化のための要請等に努めている。

また、送出機関の不適切な行為を把握した場合には、上記二国間取決めに基づき、送出国政府への通報を行い、送出国政府の調査、指導、送出機関の認定取消し等の対応を求めている。



二国間取決めに基づく意見交換の風景

3 やむを得ない事情がある場合の転籍の運用改善

令和6年2月9日の外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において決定した育成就労制度の創設に係る政府方針で、育成就労制度においてやむを得ない事情がある場合の転籍要件が拡大・明確化されることが示され、加えて、同方針では、現行の技能実習制度下においても当該事情がある場合の転籍について、可能な限り速やかに運用改善を行うことが示された。

それを踏まえ、2024年11月に、技能実習制度における「やむを得ない事情」の内容を詳細に示すなどの明確化を図るとともに、技能実習生が転籍を申し出るための様式を整備するなど、手続の明確化及び柔軟化を図った。

また、転籍手続中の技能実習生に対して、転籍期間中の生活を維持するため、週28時間の就労を可能とする在留資格上の措置を講じ、技能実習生の権利保護の観点から「やむを得ない事情」がある場合の転籍の運用改善を行った。

4 その他の取組

妊娠・出産等に関しては、一部の技能実習生が監理団体等から不適正な取扱いを受けている実態があるとの指摘がなされていたことを踏まえ、2022年8月から同年11月にかけて、外国人技能実習機構による実地検査の機会を捉えて、技能実習生650名に対し実態調査を行った結果、不適正な取扱いを受けたことがあると回答した技能実習生が一定数存在していたことのほか、妊娠・出産に関する制度や各種支援策が技能実習生に十分に認知されていないことが明らかになった。

出入国在留管理庁では、厚生労働省や外国人技能実習機構とともに、これまでも累次にわたり妊娠・出産に関する制度等の周知や、不利益取扱いの禁止に係る注意喚起に努めてきたところであるが、当該調査結果を踏まえて、2022年12月に改めて注意喚起文を発出し、定期監査時に監理団体等から技能実習生への説明を求めることとするなど、引き続き、妊娠・出産に関する取扱いの適正化に向けた取組を進めている。

また、2023年4月には、妊娠・出産した技能実習生が適正に実習を継続することができるようにするため、やむを得ない理由により技能実習を中断した場合の再開手続の簡素化や自身の妊娠・出産を理由として技能実習を中断又は中止し帰国することとなった場合、妊娠・出産後に日本で技能実習を再開する意思があるかどうかを確認するための申告書を新設するなどの取組を実施し、全国の監理団体等に対して、当該取組について周知するとともに、妊娠・出産等を理由とした不利益取扱いの禁止についても改めて注意喚起を行った。

第2節 特定技能制度の運用状況

1 特定技能制度の運用に関する方針等

(1) 政府基本方針

「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）を踏まえ、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、2019年4月1日に施行された改正入管法第2条の3第1項の規定に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（以下「政府基本方針」という。）を定めている。

政府基本方針においては、特定技能の在留資格に係る制度の意義に関する事項のほか、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（以下「特定産業分野」という。）に関する基本的な事項や、特定産業分野において求められる人材に関する基本的な事項、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関するその他の重要事項等が定められている（[図表86](#)）。

図表86 特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に関する基本方針の概要



移民・入国管理庁
Immigration Service Agency

特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に関する基本方針の概要

1 両制度の意義・受入れ分野に関する事項

【特定技能制度について】

- 特定技能制度の意義は、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築することである。
- 特定技能制度の特定産業分野は生産性向上や国内人材確保のための取組を行った上でなお人材を確保することが困難な分野とする。

【育成就労制度について】

- 育成就労制度の意義は、特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である分野（育成就労産業分野）に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成するとともに、育成就労産業分野における人材を確保する仕組みを構築することである。
- 育成就労分野における人材を確保する仕組みを構築することである。
- 育成就労外国人の受入れは、特定産業分野のうち、特定技能1号水準の技能を3年間の就労を通じて修得させることが相当である分野（育成就労産業分野）に限って行う。
- 育成就労において派遣形態での受入れができるのは、季節的業務に従事させる必要がある分野に限られる。

【両制度の共通事項について】

- 分野別運用方針で、人手不足の状況を踏まえて受入れ対象分野を定める。
- 分野別運用方針において、原則として5年ごとの受入れ見込数を示し、受入れ見込数は外国人受入れの上限数として運用する。

2 受け入れられる外国人・人材に関する基本的事項

- 1号特定技能外国人、2号特定技能外国人、育成就労外国人について、求められる技能及び日本語の水準、在留期間、家族帯同の可否等についてそれぞれ定める（整理すると以下の表のとおりとなる。）。

技能水準 ※1	育成就労	特定技能1号	特定技能2号
日本語能力水準 ※1	終了時点で特定技能1号水準に達することが必要	相当程度の知識又は経験を必要とする技能（特定技能1号評価試験、技能検定3級等を想定）	熟練した技能（特定技能2号評価試験、技能検定1級等を想定）
期間	就労開始前:A1相当（相当講習でも可） 終了時点:A2相当 3年 （試験に不合格だった場合、最長1年延長）	A2相当	B1相当
家族帯同	基本的に不可	通算で5年を上限 一部例外を規定 ※2	在留期間の更新回数に 上限はない

※1 技能・日本語能力に関する水準は試験により確認する。試験は分野別運用方針において定める（分野の差に応じた上で上乗せ可能）。

※2 妊娠・出産等に係る期間は、通算期間に含まれない。また、特定技能2号評価試験等に不合格になった場合、一定の要件の下で最長1年の在留継続を認める。

3 受入れ機関に係る施策等に関する基本的事項

- 特定技能外国人の受入れ機関は、特定技能外国人に職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を実施する義務がある。
- 育成就労外国人の受入れ機関は、育成就労計画に基づいて育成就労を行わせ、目標とする技能及び日本語能力の試験を受験させる義務がある。
- 育成就労制度における転籍制限期間（1年～2年）は各受入れ分野において定める。

4 制度運用に関する関係行政機関の調整に関する基本的事項

- 法務省は、特定技能外国人等の実態に係る情報を収集し、関係機関と共有し、適切な連携をする。
- 厚生労働省は、都道府県労働局等を通じて受入れ機関等を適切に監督する。
- 法務省及び厚生労働省は、育成就労計画の認定制や監理支援機関の許可制を適正に運用する。
- 外国人育成就労機構は、主務大臣等の委託を受けて育成就労に関する権限を包括的に行使する。
- 分野所管庁は、特定技能制度及び育成就労制度に係る分野別運用方針において、受入れ機関等に課す上乗せ要件を設定する。
- 法務省、厚生労働省等は、悪質ブローカー等の排除を徹底する。
- 送出国との間で二国間取決め（MOC）を作成し、送出しの適正化等に関する取組を推進する。
- 各分野における人手不足の状況の継続的な把握に努め、その状況等を踏まえて、必要な時は外国人の受入れを停止又は再開する。
- 外国人の受入れ状況を継続的に把握し、問題が生じた場合においては関係機関が連携して適切に対応を取る。
- 受入れにより行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう関係機関は、情報の連携及び把握に努める。

5 その他の重要事項

- 大都市圏に人材が過度に集中しないよう配慮に努める。
- 外国人及び受入れ機関は、公租公課を支払う責務があり、制度所管庁は、これらの者が納付すべき公租公課の未納を防ぐため、関係行政機関と連携の上、必要な措置を講じる。
- 被送還者の自国民引取義務を適切に履行していない国からの受入れは行わない。
- 改正法の施行後一定の期間が経過した際には基本方針の見直しを行う。

特定技能制度ホームページ
<https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/index.html>
 育成就労制度ホームページ
https://www.moj.go.jp/isa/applications/index_00005.html

(2) 分野別運用方針

分野別運用方針は、特定産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針であり、政府基本方針にのっとり、法務大臣が分野所管行政機関の長並びに国家公安委員会、外務大臣及び厚生労働大臣と共同して、特定産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るために定めるものである。

改正法の成立・公布を受けて、2018年12月25日、政府基本方針とともに14の特定産業分野^(注)ごとの分野別運用方針が外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議を経て閣議決定された。

分野別運用方針においては、特定産業分野における人材の不足の状況に関する事項のほか、特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項や、その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項等が定められている（[図表87](#)）。

(注) 令和4年4月26日の閣議決定において、素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野を「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」に統合したほか、令和6年3月29日、「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」を「工業製品製造業分野」に名称変更するとともに、「自動車運送業」、「鉄道」、「林業」及び「木材産業」の4分野を追加することが閣議決定され、2025年9月現在は16分野となっている。

図表87 特定技能1号の対象分野及び業務区分一覽

分野	1 人手不足状況 受入れ見込数 (5年間の上限)		2 人材基準		3 その他重要事項		雇用 形態
	技能試験	日本語試験	従事する業務	従事する業務			
厚 労 省	介護	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) (上記に加えて介護日本語評価試験)	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)令和7年4月21日、介護分野の上乗せ基準告示の改正により、訪問系サービスへの従事が可能に 〔1業務区分〕	直接		
	ビルクリーニング	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験		・建築物内部の清掃 〔1業務区分〕	直接		
経 産 省	工業製品製造業	製造分野特定技能1号評価試験		・機械金属加工・電気電子機器組立て・金属表面処理・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造・RF製造・陶磁器製品製造・印刷・製本・紡織製品製造 ・縫製 〔10業務区分〕	直接		
	建設	建設分野特定技能1号評価試験等		・土木 ・建築 ・ライフライン・設備 〔3業務区分〕	直接		
国 交 省	造船・船用工業	造船・船用工業分野特定技能1号試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・造船 ・船用機械 ・船用電気電子機器 〔3業務区分〕	直接		
	自動車整備	自動車整備分野特定技能1号試験等		・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な業務 〔1業務区分〕	直接		
	航空	航空分野特定技能1号試験		・空港グラウンドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) 〔2業務区分〕	直接		
	宿泊	宿泊分野特定技能1号試験		・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供 〔1業務区分〕	直接		
農 水 省	自動車運送業	自動車運送業分野特定技能1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) ※「従事する業務」のうち、「青字」については日本語能力試験(N3以上)	・トラック運転者 ・タクシー運転者 ・バス運転者 〔3業務区分〕	直接		
	鉄道	鉄道分野特定技能1号評価試験等		・軌道整備 ・電気設備整備 ・車両整備 ・車両製造 ・運輸係員(駅係員、車掌、運転士) 〔5業務区分〕	直接		
農 水 省	農業	1号農業技能測定試験		・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) 〔2業務区分〕	直接 派遣		
	漁業	1号漁業技能測定試験		・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の採集、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(種)・処理、安全衛生の確保等) 〔2業務区分〕	直接 派遣		
	飲食料品製造業	飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生の確保) 〔1業務区分〕	直接		
	外食業	外食業特定技能1号技能測定試験		・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) 〔1業務区分〕	直接		
	林業	林業技能測定試験		・林業(育林、素材生産等) 〔1業務区分〕	直接		
木材産業	木材産業特定技能1号測定試験		・製材業、合板製造業等に係る木材の加工等 〔1業務区分〕	直接			

特定技能1号の対象分野及び業務区分一覽



世界をつなぐ、未来をつくる。

(3) 二国間取決め (MOC)

政府基本方針にのっとり、日本での就労を希望する外国人やその家族から保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者を排除するため、日本国政府と特定技能外国人の送出国政府との情報共有の枠組みの構築等を内容とする二国間取決めを作成している。

(4) 二国間取決めの状況

2024年8月末時点で、17か国（フィリピン、カンボジア、ネパール、ミャンマー、モンゴル、スリランカ、インドネシア、ベトナム、バングラデシュ、ウズベキスタン、パキスタン、タイ、インド、マレーシア、ラオス、キルギス及びタジキスタン）との間で作成している。

なお、同取決めに基づき、各国政府と適宜情報共有しているほか、意見交換を実施し、特定技能制度の適正な運用のために改善が必要と認められる問題の是正に努めている。

2 特定技能制度の円滑な運用に向けた取組

(1) 対象分野の見直し

3年間の制度運用の実態等を踏まえ、製造3分野（素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野）を統合し、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野とする政府基本方針の一部変更を行った（令和4年4月26日閣議決定）。

熟練した技能を要する特定技能2号については、従来、建設分野及び造船・船用工業分野の2分野のみが対象となっていたところ、各分野の人手不足状況等を踏まえ、介護分野を除く11の特定産業分野に対象を拡大した（令和5年6月9日閣議決定）。

また、分野所管省庁から人材確保が困難であるとして特定技能の対象分野への追加の要望があったこと等を踏まえ、関係省庁において追加の可否について検討を行い、新規で「自動車運送業」、「鉄道」、「林業」及び「木材産業」の4分野を追加することとし、政府基本方針の一部変更を行った（令和6年3月29日閣議決定）。

併せて、既存の「工業製品製造業分野（「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野」から分野名を変更）」、「造船・船用工業分野」及び「飲食料品製造業分野」の3分野に新たな業務を追加することとした（令和6年3月29日閣議決定）。

さらに、人手不足状況を踏まえた対応に係る要望が強いなど早急に改正を行う必要があることに鑑み、既存3分野「介護分野」、「工業製品製造業分野」及び「外食業分野」の分野別運用方針の変更を行った（令和7年3月11日閣議決定）。

(2) 受入れ見込数の見直し

特定技能制度では、政府基本方針において、分野別運用方針で特定産業分野における向こう5年間の受入れ見込数について示すこととしており、2019年4月の制度開始時には2024年3月末までの1号特定技能外国人の5年間の受入れ見込数を設定し、各分野の受入れ見込数の総数は34万5,150人であった。

2022年、コロナ禍が全ての特定産業分野における特定技能外国人の受入れに影響を与えている可能性があることから、全分野の受入れ見込数を精査し、その検討を踏まえ、受入れ見込数を見直した（令和4年8月30日閣議決定）。

また、2024年3月には、受入れ見込数の設定の期限を迎えたことから、2024年4月から向こう5年間の各分野の受入れ見込数を再設定し、各分野の受入れ見込数の総数を82万人とした（令和6年3月29日閣議決定）。

(3) 特定技能制度における地域の共生施策に関する連携

今後、特定技能外国人のより一層の増加が見込まれることを踏まえ、特定技能所属機関が地域における外国人との共生社会の実現のため寄与する責務があること及び1号特定技能外国人に対する支援は地域の外国人との共生に係る取組を踏まえて行うことを政府基本方針に明記した（令和6年3月29日閣議決定）。

この方針に基づき、特定技能基準省令の一部を改正し、特定技能所属機関は、地方公共団体から共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ必要な協力をする事、また、1号特定技能外国人に対する支援計画の作成・実施に当たっては、地方公共団体が実施する共生施策を踏まえることを規定した。

特定技能制度における地域の共生施策に関する連携ページ

https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/01_00120.html

(4) 特定技能制度促進事業

2020年度から、特定技能制度の利用促進等を目的として「特定技能」の在留資格で就労を希望する外国人及び特定技能外国人の雇用を希望する企業を対象にマッチングイベントを開催している。また、2021年度からは海外在住の外国人向けに特定技能制度の広報や国内企業の説明等を目的とした海外説明会も開催しており、2022年度から2024年度においてはマッチングイベント及び海外説明会を開催した。

また、2020年9月から「特定技能総合支援サイト」を開設し、外国人の方向けに、特定技能制度の概要や各分野の試験情報など各種情報発信をやさしい日本語のほか12言語（英語、中国語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー語、ネパール語、モンゴル語、クメール語、シンハラ語及びウルドゥー語）で行っている。

特定技能総合支援サイト

(<https://www.ssw.go.jp/>)

第3節 育成就労制度の創設

1 育成就労制度の概要

近年、我が国の人手不足が深刻化している一方で、国際的な人材獲得競争も激化している。また、これまでの技能実習制度では、制度目的と実態のかい離や外国人の権利保護などの課題が指摘されていた。人手不足への対応の一つとして外国人の受入れも欠かせない状況にある中、外国人にとって魅力ある制度を構築することで、我が国が外国人から「選ばれる国」となり、我が国の産業を支える人材を適切に確保することが重要である。

これらの課題を踏まえ、2024年6月、第213回国会において、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律が成立・公布され、技能実習制度を発展的に解消して、人材育成と人材確保を目的とする育成就労制度を創設した。これまで技能実習制度において指摘されてきた課題を解消するとともに、育成就労制度と特定技能制度に連続性を持たせることで、外国人が我が国で就労しながらキャリアアップできる分かりやすい制度を構築し、長期にわたり我が国の産業を支える人材を確保することを目指すものである。

また、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るため、外国人ごとに作成する育成就労計画の認定の仕組みや、監理支援事業を行う監理支援機関の許可の制度を定め、外国

人技能実習機構を改組し外国人育成就労機構を設けるほか、やむを得ない事情がある場合のほかにも一定の要件を満たす場合には、技能実習制度においては認められていなかった本人の意向による転籍を認めることとするなどの措置を講じる。

なお、育成就労制度は2027年4月運用開始を予定している。

2 育成就労制度の運用に関する方針等

2024年12月「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の下、「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置し、2025年3月には、有識者会議での意見を踏まえ、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針について」（以下「基本方針」という。）が閣議決定された。

基本方針においては、特定技能制度及び育成就労制度の意義・受入れ分野に関する事項のほか、受け入れる外国人材に関する基本的事項、受入れ機関に係る施策等に関する基本的事項、制度運用に関する関係行政機関の調整に関する基本的事項などが定められている（図表86）。

3 育成就労制度の円滑な運用開始に向けた取組

育成就労制度の運用開始に向けて、関係政省令の作成を進め、2025年10月1日までに公布された。また、引き続き有識者会議を開催し、育成就労外国人の受入れ対象分野となる「育成就労産業分野」ごとの分野別運用方針案に係る意見聴取を行い、今後、分野別運用方針について閣議決定することを予定しており、同方針では、育成就労産業分野ごとに求められる人材の技能水準や日本語能力、受入れ見込数、転籍制限期間等を定めることとしている。

さらに、育成就労制度では送出国の認定基準として、外国人が送出国機関に支払う費用の上限等に係る基準を遵守することや、監理支援機関等への供応等をしないことなどを新たに盛り込むことを予定しており、これらによって、悪質な送出国機関や監理支援機関の排除を徹底していくこととしているところ、その取組として送出国政府との二国間取決め（MOC）作成に係る協議を進めているほか、監理支援機関の許可に係る事前申請を受け付けるための準備についても作業を進めている。

育成就労制度ホームページ

(https://www.moj.go.jp/isa/applications/index_00005.html)



特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議



送出し国政府との二国間取決め（MOC）作成に係る協議風景

第5章 外国人との共生社会の実現に向けた取組

第1節 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ

1 経緯

下記第2節の1のとおり、2018年12月25日に開催された「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」（以下「関係閣僚会議」という。）において、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」という。）を決定した。その後、総合的対応策は、毎年改訂を重ねながら内容の充実が図られており、外国人との共生社会の実現のための方向性を示すものとして、我が国に定着しつつあるが、短期的な課題への対応について掲載されているものであった。また、外国人との共生社会の実現のための施策については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等も踏まえ、我が国に適法に在留する外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れるという視点に立ち、これまで以上に推進していく必要があった。

そこで、関係閣僚会議において、総合的対応策を改訂していくという短期的な課題への対応にとどまらず、外国人との共生社会の在り方、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題について調査し、関係閣僚会議に意見を述べることを目的として、2021年1月29日、「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」の開催を決定し、同有識者会議において取りまとめられた意見書が同年11月29日に関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に提出された。2022年6月14日、関係閣僚会議において、当該意見書を踏まえ、我が国の目指すべき外国人との共生社会のビジョン及びその実現に向けて取り組むべき中長期的な課題等を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）を決定し、政府一丸となって外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進していくこととした（図表88）。

直近では、2025年6月6日に開催された関係閣僚会議において、新規施策の追加のほか、有識者の意見等を踏まえた工程表の見直し等を行った。

2 概要

ロードマップでは、外国人との共生社会の実現に向けて目指すべき外国人との共生社会の三つのビジョン、当該ビジョンを実現するために取り組むべき中長期的課題としての四つの重点事項及び具体的施策を示すとともに、各施策に係る工程表を示している。

ロードマップの計画期間は2026年度までの5年間とし、施策の着実な実施を図るため、ロードマップの実施状況について、有識者の意見を聴きつつ、毎年点検を行い、進捗の確認を行うとともに、必要に応じて施策の見直しを行うこととしており、2024年度に続き、ロードマップ（令和7年度一部変更）の決定に当たっては、有識者の意見を聴くことを目的に「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップに関する意見聴取会」を開催した。

【目指すべき外国人との共生社会のビジョン及びその実現に向けて取り組むべき中長期的な課題】
〔三つのビジョン〕

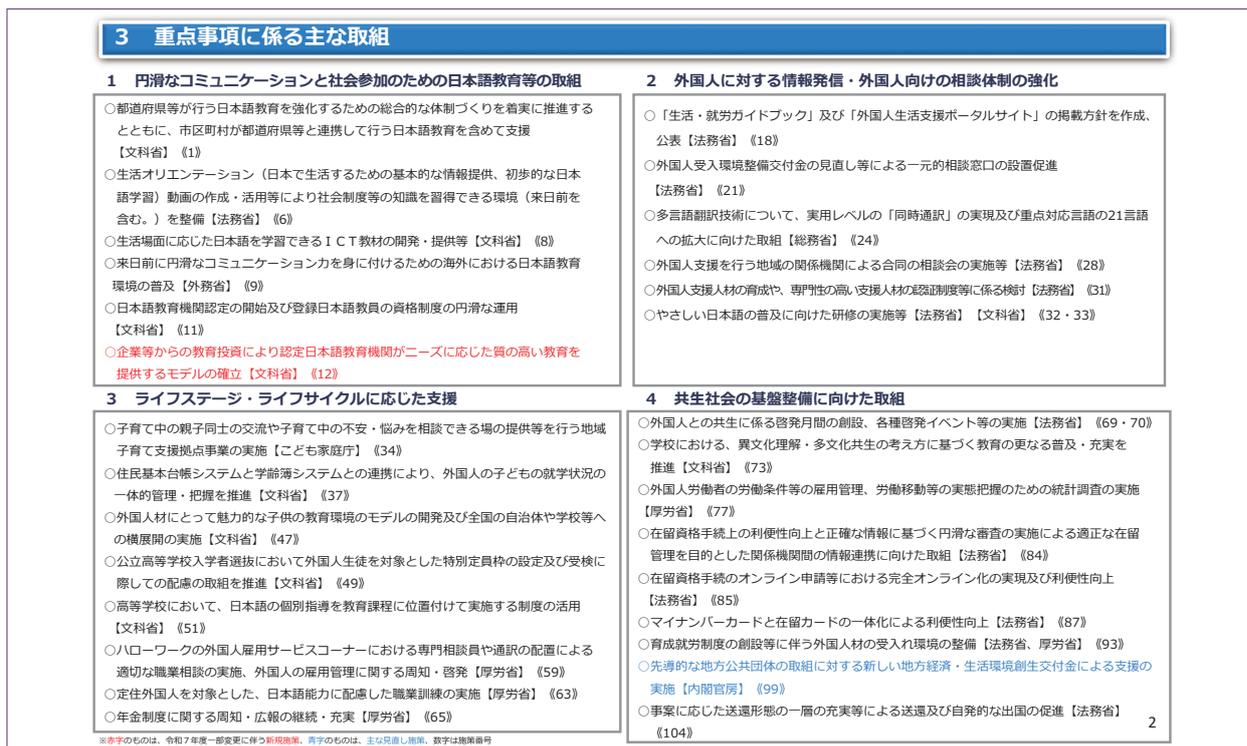
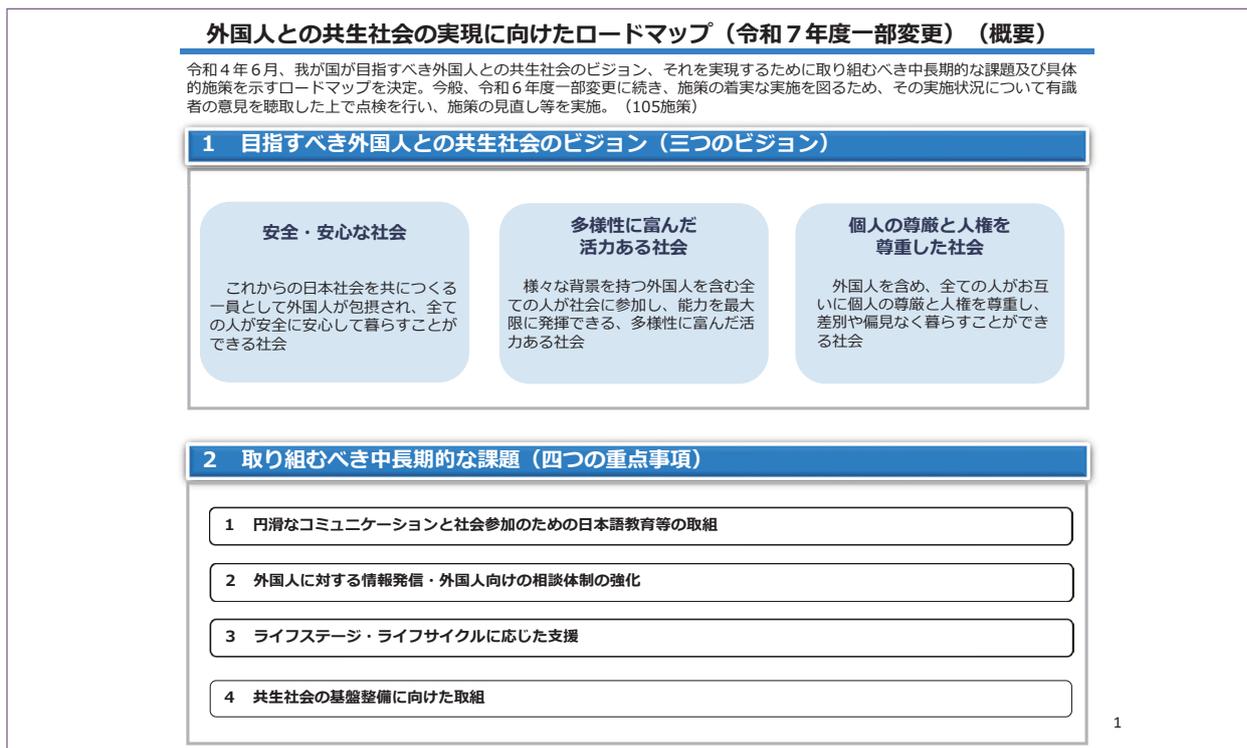
- ① これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会
- ② 様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会

- ③ 外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

〔四つの重点事項〕

- ① 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組
- ② 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化
- ③ ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援
- ④ 共生社会の基盤整備に向けた取組

図表88 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和7年度一部変更）の概要



4 推進体制

- ◆ 計画期間は令和8年度(2026年度)まで
- ◆ 有識者の意見を聴きつつ毎年の点検による進捗確認、必要に応じ施策の見直し
- ◆ 総合的対応策において、当該年度に実施すべき施策を明示

5 令和7年度見直し点等

有識者からの主な指摘事項

- 政府発行のガイドブック等の認知度を向上させるため、引き続き工夫が必要である。
- 全住民に占める外国人住民の割合が上がったことにより市町村が置かれた状況の変化や課題等がないか実態調査等をすべきである。
- アウトプット指標が曖昧であるため、評価が難しい項目がある。
- 施策が想定とおりの展開になるのか、そこに意図せざる結果は生じないのかと考える視点をもって、検討を進めながら施策を推進してほしい。
- 地域の現状や施策の進捗状況に鑑みて、継続する必要性が低くなった施策があれば、立ち止まったり、方向性を変更したりするなど積極的に修正を行うことも視野に入れてほしい。
- その他、個別施策に対する指摘事項等

主な見直し

工程表見直し

11件

KPI指標見直し

6件

新規・施策内容の見直し 7件

(主な見直し)

新規施策：企業等からの教育投資により認定日本語教育機関がニーズに応じた質の高い教育を提供するモデルの確立(12)

見直し施策：先導的な地方公共団体の取組に対する新しい地方経済・生活環境創生交付金による支援の実施(99)など

3

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ紹介ページ

(https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/04_00033.html)

第2節 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

1 経緯

「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、一定の専門性・技能を有する外国人材の受入れを拡充するため、新たな在留資格を創設することとされ、併せて、外国人の受入れ環境整備を行うため、法務省が総合調整機能をもって司令塔的な役割を果たし、関係省庁、地方公共団体等との連携を強化することとなった。

これを受け、2018年7月24日の閣議において、法務省に、外国人の受入れ環境の整備に関する総合調整機能を付与することが決定されるとともに、新たな外国人材の受入れ及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うため、関係閣僚会議を開催することとなった。

そして、2018年12月25日に開催された第3回関係閣僚会議において、総合的対応策が決定され、以後、毎年改訂を行っている。

直近では、2025年6月6日、ロードマップ(令和7年度一部変更)の決定と併せて、受け入れた外国人に対する受入れ環境を更に充実させる観点とともに、ロードマップ(令和7年度一部変更)を踏まえ、総合的対応策(令和7年度改訂)を決定した。

2 概要

総合的対応策は、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すものである。

総合的対応策（令和7年度改訂）には、218施策が盛り込まれている（図表89）。

総合的対応策（令和7年度改訂）では、ロードマップの施策について2025年度に実施すべき施策を示すとともに、必ずしも中長期的に取り組むべき施策でないためにロードマップには記載されていないものの、共生社会の実現のために政府において取り組むべき施策を示している。引き続き、ロードマップの実施状況の毎年の点検とともに、定期的に総合的対応策のフォローアップを行い、政府全体で共生社会の実現を目指していくこととしている。

図表89 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和7年度改訂）の概要

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和7年度改訂）（概要）				
<p>基本的な考え方</p> <p>日本人と外国人が互いに尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会の実現を目指し、外国人がキャリアアップしつつ国内で就労して活躍できるようにすることなどにより、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるような環境を整備していく。</p> <p>それには、受け入れる側の日本人が、共生社会の実現について理解し協力するよう努めていくだけでなく、受け入れられる側の外国人もまた、共生の理念を理解し、日本の風土・文化や日本語を理解するよう努めていくこと、そして、日本のルールや制度を理解し、責任ある行動をとることが重要。</p>				
<p>主な施策</p> <p>1. 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりの推進、市区町村が都道府県と連携して行う日本語教育の支援、「日本語教育の参照枠」を活用した地域日本語教育の水準向上《1》 「日本語教育の参照枠」に示された日本語教育の内容等に対応した分野別の教育モデルの開発・普及《3》 日本語教室空白地域解消推進事業による日本語教室の開設・安定化に向けた支援及び生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等《4》 日本語教育及び社会にスムーズに定着するための生活オリエンテーション動画の活用促進等《7》 </td> <td> <p>日本語教育の質の向上等</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本語教育機関認定の開始及び登録日本語教員の資格制度の円滑な運用《5》 企業等からの教育投資により認定日本語教育機関がニーズに応じた質の高い教育を提供するモデルの確立《18》 <p>育成就労外国人の日本語能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本語教育の質の向上が図られるよう、育成就労計画に盛り込むべき日本語能力の育成目標等の基準の検討等《131》 </td> </tr> </table>		<p>外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりの推進、市区町村が都道府県と連携して行う日本語教育の支援、「日本語教育の参照枠」を活用した地域日本語教育の水準向上《1》 「日本語教育の参照枠」に示された日本語教育の内容等に対応した分野別の教育モデルの開発・普及《3》 日本語教室空白地域解消推進事業による日本語教室の開設・安定化に向けた支援及び生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等《4》 日本語教育及び社会にスムーズに定着するための生活オリエンテーション動画の活用促進等《7》 	<p>日本語教育の質の向上等</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本語教育機関認定の開始及び登録日本語教員の資格制度の円滑な運用《5》 企業等からの教育投資により認定日本語教育機関がニーズに応じた質の高い教育を提供するモデルの確立《18》 <p>育成就労外国人の日本語能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本語教育の質の向上が図られるよう、育成就労計画に盛り込むべき日本語能力の育成目標等の基準の検討等《131》 	
<p>外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりの推進、市区町村が都道府県と連携して行う日本語教育の支援、「日本語教育の参照枠」を活用した地域日本語教育の水準向上《1》 「日本語教育の参照枠」に示された日本語教育の内容等に対応した分野別の教育モデルの開発・普及《3》 日本語教室空白地域解消推進事業による日本語教室の開設・安定化に向けた支援及び生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等《4》 日本語教育及び社会にスムーズに定着するための生活オリエンテーション動画の活用促進等《7》 	<p>日本語教育の質の向上等</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本語教育機関認定の開始及び登録日本語教員の資格制度の円滑な運用《5》 企業等からの教育投資により認定日本語教育機関がニーズに応じた質の高い教育を提供するモデルの確立《18》 <p>育成就労外国人の日本語能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本語教育の質の向上が図られるよう、育成就労計画に盛り込むべき日本語能力の育成目標等の基準の検討等《131》 			
<p>外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和7年度改訂）（概要） — 主な施策 —</p> <p>2. 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>外国人の目線に立った情報発信の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 「関係者ヒアリング」や「御意見箱」等を通じた共生施策の企画・立案・実施に資する意見の聴取《21》 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針の検討《24》 防災・気象情報の多言語での発信等に係る環境整備等《33》 </td> </tr> <tr> <td> <p>外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人受入環境整備交付金の見直し等の地方公共団体における一元的相談窓口の設置を促進する方策の検討及び育成就労外国人に対する支援等を適切に行うための外国人育成就労機構の体制整備《36》 F R E S C /フレスクにおける効果的・効率的な外国人の受入環境整備のための支援、外国人支援を行う地域の関係機関による合同相談会の実施等《37》 多言語翻訳技術に係る実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の21言語への拡大に向けた取組《38》 生活上の困りごとを抱える外国人を支援する専門人材の育成等に係る検討《6》 </td> </tr> <tr> <td> <p>情報発信及び相談対応におけるやさしい日本語の更なる促進</p> <ul style="list-style-type: none"> やさしい日本語の普及に向けた研修の実施等《49》 </td> </tr> </table>		<p>外国人の目線に立った情報発信の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 「関係者ヒアリング」や「御意見箱」等を通じた共生施策の企画・立案・実施に資する意見の聴取《21》 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針の検討《24》 防災・気象情報の多言語での発信等に係る環境整備等《33》 	<p>外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人受入環境整備交付金の見直し等の地方公共団体における一元的相談窓口の設置を促進する方策の検討及び育成就労外国人に対する支援等を適切に行うための外国人育成就労機構の体制整備《36》 F R E S C /フレスクにおける効果的・効率的な外国人の受入環境整備のための支援、外国人支援を行う地域の関係機関による合同相談会の実施等《37》 多言語翻訳技術に係る実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の21言語への拡大に向けた取組《38》 生活上の困りごとを抱える外国人を支援する専門人材の育成等に係る検討《6》 	<p>情報発信及び相談対応におけるやさしい日本語の更なる促進</p> <ul style="list-style-type: none"> やさしい日本語の普及に向けた研修の実施等《49》
<p>外国人の目線に立った情報発信の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 「関係者ヒアリング」や「御意見箱」等を通じた共生施策の企画・立案・実施に資する意見の聴取《21》 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針の検討《24》 防災・気象情報の多言語での発信等に係る環境整備等《33》 				
<p>外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人受入環境整備交付金の見直し等の地方公共団体における一元的相談窓口の設置を促進する方策の検討及び育成就労外国人に対する支援等を適切に行うための外国人育成就労機構の体制整備《36》 F R E S C /フレスクにおける効果的・効率的な外国人の受入環境整備のための支援、外国人支援を行う地域の関係機関による合同相談会の実施等《37》 多言語翻訳技術に係る実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の21言語への拡大に向けた取組《38》 生活上の困りごとを抱える外国人を支援する専門人材の育成等に係る検討《6》 				
<p>情報発信及び相談対応におけるやさしい日本語の更なる促進</p> <ul style="list-style-type: none"> やさしい日本語の普及に向けた研修の実施等《49》 				

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和7年度改訂）（概要） — 主な施策 —	
3. ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援	
「乳幼児期」、「学齢期」を中心とした外国人に対する支援等 <ul style="list-style-type: none"> 子育て中の親子同士の交流、子育て中の不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施《53》 外国人材にとって魅力的な子供の教育環境のモデルの開発及び全国の自治体や学校等への横展開の実施《59》 	「青壮年期」初期を中心とした外国人に対する支援等 <ul style="list-style-type: none"> 日本語指導の「特別の教育課程」を編成・実施している事例の編集及び周知・普及《62》
「青壮年期」を中心とした外国人に対する支援等 <ul style="list-style-type: none"> ①留学生の就職等の支援 <ul style="list-style-type: none"> 高度外国人材活躍地域コンソーシアムの形成による外国人留学生の就職・活躍の推進《89》 ②就労場面における支援 <ul style="list-style-type: none"> 日本人社員と外国籍社員の職場における双方向の学びの動画教材や手引きの周知及び活用促進《90》 ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員・通訳の配置による職業相談の実施《92》 定住外国人を対象とした日本語能力に配慮した職業訓練の実施等《95》 ③適正な労働環境等の確保 <ul style="list-style-type: none"> 外国人雇用管理指針上選任が求められている雇用労務責任者に係る講習の試行的実施《98》 妊娠・出産等した技能実習生が利用できる制度等の周知・啓発活動《108》 	
「高齢期」を中心とした外国人に対する支援等 <ul style="list-style-type: none"> 外国人に対する年金制度に関する周知・広報の継続と充実の検討《109》 	ライフステージに共通する取組 <ul style="list-style-type: none"> 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等《22》 外国人が犯罪被害者になることや外国人コミュニティ等に対する犯罪組織の浸透の防止に向けた取組《116》 金融機関における外国人の口座開設等（送金・口座振替・デビットカードの利用を含む）の金融サービスの利便性向上に係る取組等《119》

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和7年度改訂）（概要） — 主な施策 —	
4. 外国人材の円滑かつ適正な受入れ	
特定技能外国人のマッチング支援策等 <ul style="list-style-type: none"> 分野別協議会等を通じた情報提供及び外国人材の就労環境整備《127》 	
育成就労制度及び特定技能制度の円滑な運用に向けた取組等 <ul style="list-style-type: none"> 育成就労制度の創設等に伴う日本語能力をも向上させる仕組みを含む外国人材の受入れ環境の整備《131》 受入れ機関及び特定技能外国人の利便性向上のための制度運用の変更点等の分かりやすくきめ細やかな周知《138》 ODAを通じた送出国・日本間の共創ネットワークの構築・運営《140》 	
悪質な仲介事業者等の排除 <ul style="list-style-type: none"> ODAを活用した途上国の関係機関との連携強化、外国人労働者への支援等《152》 	
海外における日本語教育基盤の充実等 <ul style="list-style-type: none"> 国際交流基金を通じた日本語教育基盤の強化や我が国の文化及び社会の魅力発信等の取組の推進《13》 JICAが実施する講師派遣等の支援による「日系四世受入れ制度」の活用促進《153》 	

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和7年度改訂）（概要） — 主な施策 —	
5. 共生社会の基盤整備に向けた取組①	
共生社会の実現に向けた意識醸成 <ul style="list-style-type: none"> 外国人との共生に係る啓発月間の推進、各種啓発イベント等の実施《154》 散在地域における児童生徒の実態把握のネットワーク構築に向けた調査研究の実施《57》 	外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等 <ul style="list-style-type: none"> 在留外国人統計等を活用した外国人の生活状況の実態把握のための新たな統計の作成・公表《160》 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、労働移動等の実態把握のための統計調査の実施《161》
共生社会の基盤整備のための情報収集強化及び関係機関間の連携強化等 <ul style="list-style-type: none"> 専門性の高い受入環境調整担当官の育成による外国人の支援や受入れ環境整備の促進《163》 民間支援団体等が行う外国人に対するアウトリーチ支援事業の実施による情報発信等の充実、強化《164》 相談窓口における関係機関間の連携強化及び外国人在留総合インフォメーションセンターの相談機能を強化した運用《165》 在留資格手続上の利便性向上と正確な情報に基づく円滑な審査の実施による適正な在留管理を目的とした関係機関間の情報連携に向けた取組《166》 オンライン申請の利便性向上や利用率引上げに向けたシステムの改修・検討《167》 マイナンバーカードの取得環境整備及びマイナンバーカードと在留カードの一体化の実現に向けた検討《168》 外国人に関する共生施策の企画・立案に資する情報の提供等《169》 医療費不払外国人への厳格な審査の実施等《43》 外国人の社会保険料の納付義務の履行状況確認、適切に在留資格に反映させる仕組みの検討《125》 国民健康保険が適用されない在留資格に変更された被保険者に対する適正な資格管理《174》 受入れ機関及び特定技能外国人の納税義務履行状況の確実な把握、その他の在留資格の外国人に対する厳格な審査の実施等《175》 職員に対する研修の充実、出入国管理システムの改修、在留審査手数料の見直し等人的・物的体制の整備を図るとともに、入管DXの一環としての電子渡航認証制度（JESTA）の早期導入の検討等《180》 査証手数料の見直し及びデジタル技術の活用を含む査証業務の最適化と体制強化《181》 	

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和7年度改訂）（概要） — 主な施策 —	
5. 共生社会の基盤整備に向けた取組②	
外国人も共生社会を支える担い手となるような仕組みづくり	
<ul style="list-style-type: none"> 先導的な地方公共団体の取組に対する新しい地方経済・生活環境創生交付金による支援の実施《184》 日系四世受入れ制度の見直しの実施《185》 地方公共団体等との連携による外国人材の地域への定着に向けた地域おこし協力隊員等の活躍促進《188》 	
共生社会の基盤としての在留管理体制の構築	
<p>①在留管理基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 永住者の在留資格の独立生計要件等の明確化及び取消しに係るガイドラインの策定に向けた取組《189》 迅速かつ確実な難民等の保護及び支援の実施《191》 外国人のマイナンバーカードの普及促進のためのマイナンバーカードの申請支援等《192》 就労可能な在留資格の上陸許可基準や審査手法の見直し等による、より適正な在留管理の実現《196》 適正な在留管理の実現に向けた資格外活動の違反事例等への対応《197》 <p>②留学生の在籍管理の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本語教育機関に対する実地調査、各種基準等適合性の確認等による日本語教育機関の適正化《199》 <p>③技能実習制度の更なる適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> 技能実習制度における相談業務と指導業務を一体的に実施するための体制整備及び申請等の手続のオンライン化に向けた検討《100》 「やむを得ない事情」による転籍についての周知・啓発及び失踪技能実習生を減少させるための取組の推進《207》 <p>④不法滞在者等への対策強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関間連携、情報収集・分析等によるデジタル社会に応じた摘発及び違反防止等への取組《211》 厳格な在留管理の実現のための偽変造在留カード対策の強化等《212》 事案に応じた送還形態の一層の充実等による送還及び自発的な出国の促進《215》 	

第3節 出入国在留管理庁が関わる主な取組

1 外国人受入環境整備交付金を通じた一元的相談窓口の設置・運営支援

在留外国人が、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・こどもの教育等の生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、地方公共団体が情報提供及び相談を行う一元的な相談窓口の設置・運営の取組を「外国人受入環境整備交付金」により財政的に支援している。2024年度は、259の地方公共団体に、2025年度は4月1日現在で265の地方公共団体に交付決定を行った。

外国人受入環境整備交付金紹介ページ

(https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri02_00039.html)



2 受入環境調整担当官を通じた地方公共団体等との連携・協力

2019年4月から地方出入国在留管理官署(空港支局・一部の出張所を除く。以下「地方官署」という。)に「受入環境調整担当官」を配置し、地方公共団体の要望を踏まえ、一元的相談窓口地方官署の職員を相談員として適宜派遣するほか、相談業務に従事する地方公共団体職員等に対し、情報提供や研修を行っている。

また、受入環境調整担当官の体制整備を図ること等により、地方公共団体等との連携・協力、地域における情報収集等を充実・強化すること等を通じて、地域における多文化共生施策の推進を図るとともに、受入環境調整担当官による取組等を通じて得た好事例などの有益な情報を、地方公共団体等に展開している。



受入環境調整担当官による取組（出前講座風景）



受入環境調整担当官による取組（相談員派遣風景）

3 外国人在留支援センター（FRES C／フレスク）における取組

「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」（平成30年7月24日閣議決定）において、関係府省が連携を強化し、地方公共団体とも協力しつつ、外国人の受入れ環境の整備を効果的・効率的に進めることとされたことを受け、2020年7月にFRES Cを開所した。FRES Cには、外国人の在留支援に関連する4省庁8機関（東京出入国在留管理局、東京法務局人権擁護部、法テラス等）がワンフロアに入居している。

FRES Cにおいては、入居機関が連携し、在留期間の更新及び在留資格の変更、法律トラブル等に関する相談対応を行うほか、地方公共団体が設置する一元的相談窓口からの問合せへの対応、地方公共団体担当職員への研修、情報提供等の支援を行っている。さらに、東京外国人雇用サービスセンター（ハローワーク）や日本貿易振興機構（ジェトロ）が、外国人留学生や中堅・中小企業向けの説明会等を開催し、高度外国人材の雇用の促進を図っている。

また、FRES Cでの連携事例を踏まえ、東京以外の各地域においても、関係機関による合同相談会への参加等の取組を行っている。

このような外国人の在留を支援する拠点を整備することにより、外国人の受入れ環境の整備を一層総合的かつ効果的に進めていく。



FRES C相談風景

FRES C紹介ページ

(<https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>)

FRES C紹介動画

(<https://youtu.be/6BvwblqbvM8>)



4 外国人在留総合インフォメーションセンターにおける取組

出入国在留管理庁では、主に在留資格等に関する入管手続の案内業務を実施する相談窓口として、外国人在留総合インフォメーションセンター（ただし、外国人在留総合相談業務として実施している地方局・支局の相談窓口を含む。以下「センター」という。）を各地方出入国在留管理局・支局（空港支局を除く。）に設置している。

近年、在留外国人が抱える生活上の困りごとへの対応の必要性も高まってきていることから、センターにおいては、従来の入管手続の案内に加え、生活全般に係る相談にも応対し、在留支援の入口としての機能を持たせることとした。

外国人在留総合インフォメーションセンター紹介ページ
 (<https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>)

5 外国人支援コーディネーターの育成・認証等

生活上の困りごとを抱える外国人を適切な支援につなげることができる人材（以下「外国人支援コーディネーター」という。）を育成するため、2023年度に開催した「外国人支援コーディネーターの養成の在り方等に関する検討会」及び「外国人支援コーディネーター研修カリキュラム等策定会議」の検討結果報告書に基づき、2024年8月から外国人支援コーディネーター養成研修を開始し、2025年3月に52名の外国人支援コーディネーターを認証した。

2025年度は、当該研修を2回実施し、2026年度までに300人程度の外国人支援コーディネーターを養成することとしているほか、専門性の高い支援人材の認証制度の在り方等についても、引き続き検討することとしている（**図表90**）。

図表90 外国人支援コーディネーターの認証について

外国人支援コーディネーターの認証

外国人支援コーディネーターとは

生活上の困りごとを抱えた外国人に対し、専門的知識及び技術をもって相談に応じ、連携先との連絡・調整等の支援を行い解決まで導くほか、生活上の困りごとの発生を予防するための情報提供等を行う人材

令和6年度から養成研修を実施

- 令和6年8月13日から令和7年2月23日まで外国人支援コーディネーター養成研修を実施（受講生60名）
- 修了認定テストに合格した52名を外国人支援コーディネーターとして認証（認証期間は3年間であり、認証更新研修を実施予定）

養成課程①（オンライン研修）

○養成研修において習得する必要がある基本的知識及び技術に関する講義（60時間（講義）程度）
オンデマンド方式

項目	養成研修において習得する必要がある知識及び技術
A	外国人支援コーディネーターを導入する意義等
B	外国人の在留状況を正確に把握するために必要な知識
C	異なる文化や価値観を理解するために必要な知識
D	外国人の複雑・複合的な相談内容に対して適切な解決策まで導くために必要な知識及び技術
E	外国人を適切な支援へ円滑につなげるために必要な知識

実践

○「養成課程①」で習得した基本的知識及び技術に基づく実践^(注)（受講生の職場等において実施）

（注）講師等と相談しながら設定した課題に取り組む

- 取組状況の中間報告
- 課題レポート

養成課程②（集合研修）

- 事例検討・グループ討議
- 修了認定テスト

6 外国人生活支援ポータルサイトによる情報提供

在留外国人や支援者に対して有用な情報を提供するため、出入国在留管理庁ホームページ内の「外国人生活支援ポータルサイト」に多言語化された各府省庁の外国人への生活支援等の情報や被災者向けの災害関連情報について、カテゴリ別に分けるなどして掲載し、情報提供を行っている。

外国人生活支援ポータルサイト

(<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>)



7 生活・就労ガイドブック等を通じた在留外国人への情報提供

出入国在留管理庁では、在留外国人が我が国において安全・安心に生活・就労できるようにするために必要な基礎的情報（在留手続、労働関係法令、社会保険、防犯、交通安全等）をまとめた「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成し、「外国人生活支援ポータルサイト」において、多言語^(注)で公開している。



生活・就労ガイドブック

生活・就労ガイドブック

(<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>)



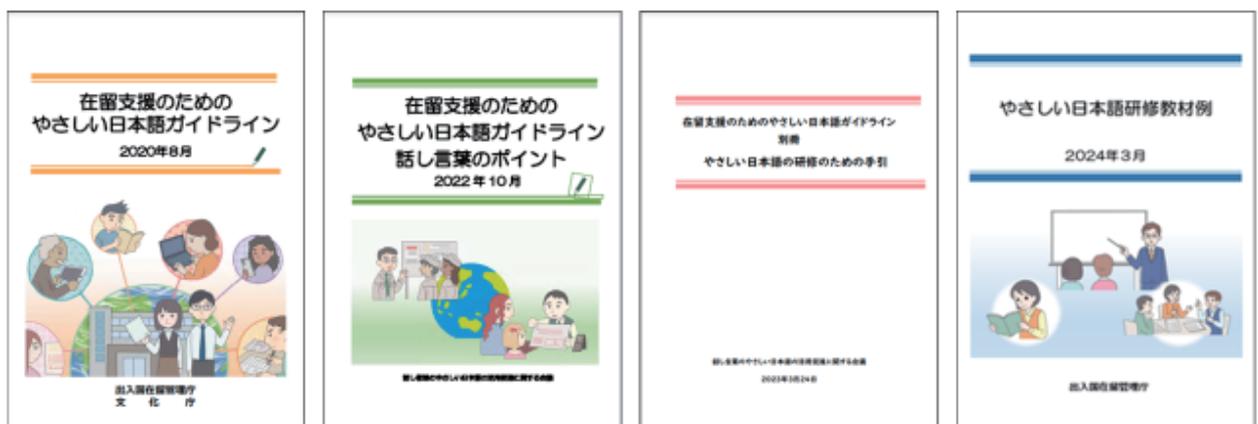
(注) 日本語（やさしい日本語を含む。）、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー語、クメール語（カンボジア語）、フィリピン語、モンゴル語、トルコ語、ウクライナ語、ロシア語、フランス語

8 在留支援のためのやさしい日本語の普及

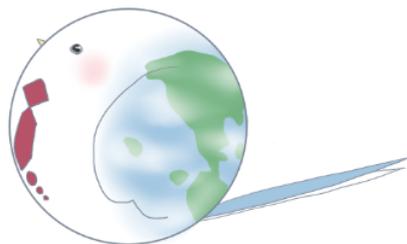
国や地方公共団体等におけるやさしい日本語の活用を促進するため、有識者会議を開催し、2020年度に「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」、2022年度には「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン話し言葉のポイント」及び「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン別冊やさしい日本語の研修のための手引」を作成した。

また、2023年度には「やさしい日本語研修教材例」を、2024年度には「やさしい日本語研修用動画」及び「やさしい日本語書き換えツール」をそれぞれ作成し、出入国在留管理庁ホームページの「外国人生活支援ポータルサイト」で紹介している。

これら作成したガイドラインや研修教材等については、地方公共団体や関係省庁への周知、地方公共団体職員等への研修時に活用するなどして、やさしい日本語の普及の促進に取り組んでいる。



在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン



やさしい日本語のイメージキャラクター「ことりん」です。



在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン

(https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/plainjapanese_guideline.html)

9 ライフ・イン・ハーモニー推進月間

出入国在留管理庁では、外国人との共生社会の実現に向けた意識の醸成・理解を促進することを目的として、毎年1月を「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」と定め、同月間を中心に様々な啓発活動を実施していくこととしている。2024年度は、出入国在留管理庁職員が小中高生等に向けて共生施策や、やさしい日本語等に関する授業を行う出前講座を120校、約1万3,000人の学生に対して実施したほか、2025年1月19日（日）に東京・お台場において、会場参加型イベント「オール・トゥギャザー・フェスティバル」を開催し、多くの参加者が楽しみながら他国の文化や習慣に触れ、外国人との共生社会について知り、考えることができる様々な企画等を実施した。

2025年度においても、前回の実施結果を踏まえ、更なる内容の充実を図るとともに、引き続き、外国人との共生社会の実現に向けた取組を実施していくこととしている。



ライフ・イン・ハーモニー推進月間



オール・トゥギャザー・フェスティバル



出前講座

ライフ・イン・ハーモニー推進月間紹介ページ

(https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/04_00066.html)

10 生活オリエンテーション動画

日本での生活を考えている外国人や在留外国人が、円滑に日本で生活できるよう、生活上のルールや仕事、税金など、日本での生活に必要な基本的な情報やルール等を紹介する生活オリエンテーション動画を17言語^(注)で作成し、出入国在留管理庁ホームページ及びYouTube 法務省チャンネルで公開している。

世界をつなぐ。未来をつくる。
I S A 出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

せいかつ どうが
生活オリエンテーション動画で
にほん しょうかい
日本のルールを紹介しています！

じしん {地震がきたら、どこに逃げたらいいの？}

にほん す けが
日本のゴミの捨て方

ケガをしたらどうすればいいの？

ほかにもいろいろ！
17言語の動画でかんたんに学べます
見えてみてね！

日本語, English, 中文(简体字), 繁體中文, 한국어, Tiếng Việt
नेपाली, Bahasa Indonesia, Filipino, ไทย
Português, español, བོད་སྐད་, မြန်မာဘာသာ
Монгол хэл, Українська, Русский язык

- 1 はじめに
- 2 交通ルール
- 3 生活ルール（暮らし編）
- 4 生活ルール（公共施設編）
- 5 医療機関
- 6 緊急・災害
- 7 入管の手續と住所の手續
- 8 健康保険制度
- 9 年金制度
- 10 税金
- 11 雇用・労働
- 12 相談窓口の案内
- 13 初歩的な日本語学習
- 14 終わりに
- 15 概要編

生活オリエンテーション動画

(https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/04_00078.html)

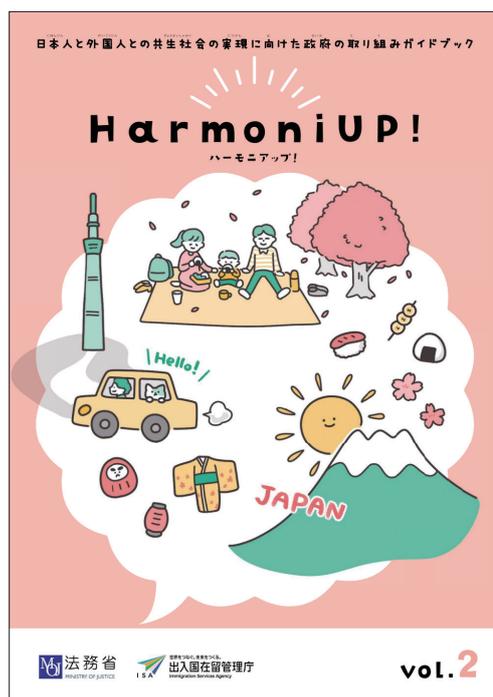


(注) 日本語、英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、韓国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、フィリピン語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、クメール語（カンボジア語）、ミャンマー語、モンゴル語、ウクライナ語、ロシア語

トピックス 日本人と外国人との共生社会の実現に向けた政府の取り組みガイドブック「HarmoniUP! Vol.2」の発行について

政府における外国人に関する各種共生施策について、外国人や国民の理解を得ながら既存施策の改善や新たな施策の企画・立案を行っていくため、より多くの国民や在留外国人等に共生施策を親しみやすく、手軽に認知してもらうことを目的として、2025年1月、日本人と外国人との共生社会の実現に向けた政府の取り組みガイドブック「HarmoniUP! Vol.2」(ハーモニアップ! 2)」を発行しました。「HarmoniUP! Vol.2」では、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」等で掲げられている政府の取組を Vol.1より更にわかりやすく紹介するとともに、新たに、生活オリエンテーション動画の紹介等を掲載しています。視覚的に理解しやすいデザインとなっているため、誰でも気軽にご覧いただけます。

これらのガイドブックについて、毎年1月に共生社会の実現に向けた意識の醸成・理解の促進を目的として開催している「オール・トゥギャザー・フェスティバル」をはじめとした各種イベントにて来場者へ配布をしているほか、地方出入国在留管理官署や外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)の窓口への設置や受入環境調整担当官を通じた配布等を行っております。



HarmoniUP! Vol.2 (ハーモニアップ! 2) 紹介ページ
(https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/04_00070.html)



コラム 在留支援業務を担当する職員の声

(札幌出入国在留管理局審査第二部門 藤永 卓人)

私は、札幌出入国在留管理局審査第二部門に所属し、受入環境調整担当官として、在留支援業務を担当しています。

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」には、「外国人が適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、外国人居住の実情を踏まえつつ、国の行政機関における相談窓口と地方公共団体等が運営する相談窓口が協力し、それぞれが運営する相談窓口の更なる連携を促進する」ことが施策として挙げられており、札幌出入国在留管理局では、北海道が開設し、道の委託を受けた公益社団法人北海道国際交流・協力総合センター（HIECC）が運営する「北海道外国人相談センター」に、毎月出張し、相談業務を行っています。同相談センターでは、移動相談会として、北海道内各地において、毎月、相談会を開いていますが、同相談会にも、出張所を含めた最寄りの出入国在留管理官署から出張し、相談業務を行っています。

また、毎年、札幌出入国在留管理局以外の行政機関等との合同相談会を企画し、開催していますが、昨年度は3月に、ウィンタースポーツが盛んなニセコ地域の倶知安町において開催しました。同相談会に合わせて「外国人向けセミナー 冬のシーズン終わりに必要な退職・転職の手続」と題した説明会も開催し、札幌出入国在留管理局以外の行政機関等も説明会に参加しました。

そして、昨年度の「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」では、小学生及び高校生を対象に、外国人との共生社会の実現に向けた取組や、やさしい日本語等に関する出前講座を実施しています。

今後も引き続き、地域の特性も考慮して在留支援業務に取り組んでいきたいと思えます。



第6章 不法滞在・偽装滞在者への対策等

第1節 不法滞在者対策の実施

1 不法滞在者数の縮減に向けた取組

これまでに実施した取組により、不法滞在者数は一時着実に減少したが、政府を挙げての観光立国に向けた各種施策による外国人入国者数の急激な増加に伴って増加傾向がみられた。2020年以降、不法滞在者数は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る水際対策による新規入国者数の減少に伴い、一時的に再び減少したが、同水際対策が解除されて以降、増加に転じたため、次の各取組を強化し、更なる不法滞在者数の縮減に努めている。

2 摘発の推進

不法滞在者が多く存在している大都市圏を抱える地方出入国在留管理官署では、摘発業務を専従とする部署を中心として、積極的に摘発を実施し、また、警察等関係機関との協力関係も強化して合同摘発を推進している。

また、不法滞在者の小口化・拡散化が顕著であることから、不法滞在者に係る各種情報の収集や分析等の充実に努めているほか、摘発対象に合わせて摘発に従事する入国警備官の編成を工夫するなど、効果的かつ効率的な摘発の推進に努めている。

3 出頭申告しやすい環境の整備

出入国在留管理庁では、全国各地に存在する不法滞在者の自主的な出頭を促進するための対策として、出国命令制度（資料編第5節5参照）を導入しているほか、「在留特別許可に係るガイドライン」^(注1)の改定や事例の公表、出頭申告を促進するための広報を行っている。2024年中には1万382人が同制度に基づき出国命令書の交付を受けている。

また、2006年に策定・公表した「在留特別許可に係るガイドライン」について、その運用の透明性をより一層高めるため、2009年7月及び2024年3月にこれを改定しているところ、出頭申告した場合は在留特別許可の許否判断において積極要素として考慮されることが明示されている。

これらの出国命令制度と「在留特別許可に係るガイドライン」の改定に関する積極的な広報による更なる周知にも努め、出頭申告しやすい環境を整備し、一層の自主的な出頭申告の促進を図っている^(注2)。

(注1) 在留特別許可の透明性・公平性を更に向上させるため、出入国在留管理庁においては、「在留特別許可に係るガイドライン」を策定・公表している。同ガイドラインには、在留特別許可の許否判断に係る積極要素及び消極要素として考慮要素を詳細に記載しているほか、許否判断を行うに当たっての考え方を示している。

(https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri01_00008.html)

(注2) 広報活動の例

① 「共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間」を実施し、不法就労防止に係る広報を行っている。

② 出入国在留管理庁のホームページに「出頭申告のご案内」を掲載し、帰国を希望する者、日本での在留を希望する者のいずれに対しても、出頭申告することのメリット及び出頭後の手続を分かりやすく案内している。

(https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyukan_nyukan87.html)

第2節 偽装滞在者対策の実施

1 偽装滞在者等について

「偽装滞在者」とは、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分や活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に入国・在留許可を受けて在留する者、あるいは、必ずしも当初から活動目的を偽っていたわけではないが、現に有する在留資格とはかけ離れて不法に就労等する者のことであり、偽装滞在者対策は、不法滞在者対策とともに出入国在留管理行政上の重要な課題となっている。「偽装滞在者」は、表見上は「正規滞在者」に見えることから、その実態を正確に把握することは困難であるが、実質的には不正な入国・在留を画策する者として、その増加が懸念されている。

在留資格制度を悪用する偽装滞在者の存在は、我が国の出入国在留管理行政の根幹に関わるものであり、決して看過することができないことから、出入国在留管理庁としては、綿密な調査によって実態解明に努め、退去強制事由に該当する者には退去強制手続を執り、在留資格の取消事由に該当する者には在留資格の取消手続を執るなど、厳格な対応に努めている。

また、最近では、偽変造在留カードを行使したり、難民認定申請を悪用したりするなどの事案も相当数発生するなど、その手口は悪質・巧妙化していることから、警察等関係機関と緊密に連携し、悪質事案については積極的に刑事処分を求めるなどして、それらの者に対して厳格に対応するとともにこのような事案の実態解明に向けた取組の強化に努めている。

2 偽装滞在者等への取締りの実施

(1) 情報の収集・分析の強化

偽装滞在者対策を推進するためには、情報の収集・分析に基づく摘発等の効果的な取締りがより一層重要となってくる。

そのため、出入国在留管理庁においては、一般の方から寄せられる多数の情報を活用するほか、外国人の所属機関等からの届出情報、厚生労働省から提供される外国人雇用状況届出情報、関係機関から共有される情報等、各種情報を活用した高度な情報分析を行うことによって、外国人の在留状況及び就労状況を的確に把握するとともに、分析結果を地方出入国在留管理官署で活用することにより、効果的な偽装滞在者の発見、摘発等を行い、それらの者に対して厳格に対応している。

(2) 摘発の強化・法の積極的な適用による対応

調査の結果、我が国での活動内容に制限がある在留資格をもって在留する者が、付与された在留資格に属さない就労活動を専ら行っていることが判明した場合には、資格外活動違反者として退去強制手続を執っている。

また、退去強制事由に該当しない場合であっても、入国警備官と入国審査官が協働してその実態解明に努め、在留資格取消事由に該当することが判明した場合には在留資格の取消手続を執るなど、取締りの強化に努めている。

3 不法滞在や偽装滞在に関与するブローカー等への対応

入管法第24条の退去強制事由には、他の外国人に不正に在留の許可等を受けさせる目的で偽変造又は虚偽等の文書を作成・提供等した者、他の外国人に不法就労させた者、偽造の在留カードを行使の目的で所持したり、在留カードを偽造・提供等した者等が対象として規定されており、出入国在留管理庁では、警察等関係機関と緊密に連携しつつ、これらの規定を適用して不法滞在や偽装滞在に関与するブローカーを積極的に摘発するほか、不法就労助長事犯に関与する悪質な雇用主に対して厳格に対応している。

4 在留カード等の偽変造対策

2012年7月から開始された新しい在留管理制度において、中長期在留者に対して在留カードを、特別永住者に対しては特別永住者証明書を交付しているところ、これらは証明書としての性格を有するものであり、その社会的信用性を保護する必要性が高いことから、券面に様々な偽変造防止対策が施されている。

しかし、近年、券面の偽変造技術が精巧化したことから、2020年12月から、スマートフォン等で在留カード等のICチップの内容を読み取り、その情報が偽造・改ざんされたものでないことを確認するための機能を提供する、在留カード等読取アプリケーションを導入し、出入国在留管理庁ホームページ等において案内等している。

さらに、在留カード等読取アプリケーション上から、速やかに在留カード等番号失効情報照会を可能とすることで、偽変造防止対策を強化している。

在留カード等読取アプリケーション紹介ページ

(<https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/rcc-support.html>)

在留カード等読取アプリケーション紹介動画

(<https://youtu.be/nF3Ati19QIY>)

在留カード等読取アプリケーションの入手はこちらから。

Windows 版



Mac 版



iPhone 版



Android 版



在留カード等番号失効情報照会

(<https://lapse-immi.moj.go.jp>)

第3節 処遇の適正化に向けた取組

1 被收容者の処遇に係る一層の適正化に向けた取組

出入国在留管理庁では、2010年9月の日本弁護士連合会との合意により、收容に関連する諸問題について、より望ましい方策等を実現するため、同連合会と継続的な協議を行うこととしており、入国者收容所等の被收容者に関し、弁護士会による定期的な電話相談や出張による法

律相談が実施されている。

また、各収容施設の実情を勘案しつつ、保安上の支障がない範囲内において開放処遇を行い、戸外運動や入浴の時間を設けるなど日常生活面の充実に努めている。さらに、被収容者の体調等をより正確に把握するため、収容施設のある全官署に翻訳機器を配備し、通訳人や翻訳機器を活用しているほか、救急対応事案が発生した際の救急対応マニュアルを策定するなど、引き続き被収容者の人権により一層配慮した処遇に努めている。

2021年8月に公表した「名古屋出入国在留管理局被収容者死亡事案に関する調査報告書」に挙げた改善策及び2022年2月に外部有識者会議で取りまとめられた報告書「入管収容施設における医療体制の強化に関する提言」を踏まえた医療体制の強化等、引き続き被収容者の処遇の更なる適正化に取り組むとともに、改善策全体のフォローアップに努めていくこととしている。

2 入国者収容所等視察委員会の活動等

入国者収容所等視察委員会は、警備処遇の透明性の確保や入国者収容所等の運営の改善向上を目的に設けられ、東京出入国在留管理局及び大阪出入国在留管理局の2か所に設置されている。各委員会は全国24か所（2025年3月末現在）の入国者収容所等及び出国待機施設を分担して、施設の視察や被収容者等との面接、被収容者等が提案箱に投かんした意見・提案の確認及び会議を実施し、これらを踏まえ、入国者収容所長又は地方出入国在留管理局長（以下「所長等」という。）に意見を述べている。

2024年4月から2025年3月までの1年間においては、全国の対象施設で延べ18回の視察、43件の面接が行われ、所長等に対し77件の意見が述べられており、各委員会から提出された意見については、所長等が速やかに検討を行い、対応可能なものから措置を講じるよう努めている。

なお、委員については、人格識見が高く、かつ、入国者収容所等の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、法務大臣が非常勤職員として任命することとされており、具体的には、学識経験者、法曹関係者、医療関係者、NGO関係者、国際機関関係者及び地域住民代表などの幅広い分野の有識者の中から、委員会ごとに10人以内の委員が任命されている。

また、入管法の規定に基づき、同委員会が述べた意見及びこの意見を受けて所長等が講じた措置の内容等を取りまとめ、毎年、その概要を公表している。

3 被収容者の医療

出入国在留管理庁では、2022年2月に外部有識者会議で取りまとめられた報告書「入管収容施設における医療体制の強化に関する提言」に基づき、医療体制の強化に取り組んでいるところ、医療体制の着実かつ継続的な強化を進めるため、医療体制強化の進捗状況について、外部有識者による検証を行い、2023年12月に検証結果報告書を公表した。

入管収容施設においては、医師、看護師、薬剤師だけでなく、診療放射線技師や臨床心理士、准看護師資格を有する入国警備官など幅広い職種の医療関係者が、日々、被収容者の健康管理を行っている。

また、被収容者の健康状態を確実に把握し、適切に対応するため、原則、新規入所者全員に対する健康診断の実施や診療時における通訳人の手配、「救急対応マニュアル」に沿った対応を行っているほか、収容施設の見学や意見交換を通じた外部医療機関との連携強化、常勤医師の採用を促進するための医師募集動画の作成・掲載など、被収容者へ適切な医療を提供するための取組を推進している。

第4節 被退去強制者の送還促進

1 国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン

出入国在留管理庁では、これまでもルールを守る外国人を積極的に受け入れる一方、我が国の安全・安心を脅かす外国人の入国・在留を阻止し、確実に我が国から退去させることにより、円滑かつ厳格な出入国在留管理制度の実現を目指してきたが、昨今、ルールを守らない外国人に係る報道がなされるなど、国民の間で不安が高まっている状況を受け、そのような外国人への対応が強く求められている。

そこで、2025年3月、鈴木法務大臣（当時）から神田法務大臣政務官（当時）に対し、誤用・濫用的な難民認定申請を繰り返している者を含め、ルールを守らない外国人を速やかに我が国から退去させるための対応策を取りまとめるよう指示がされた。

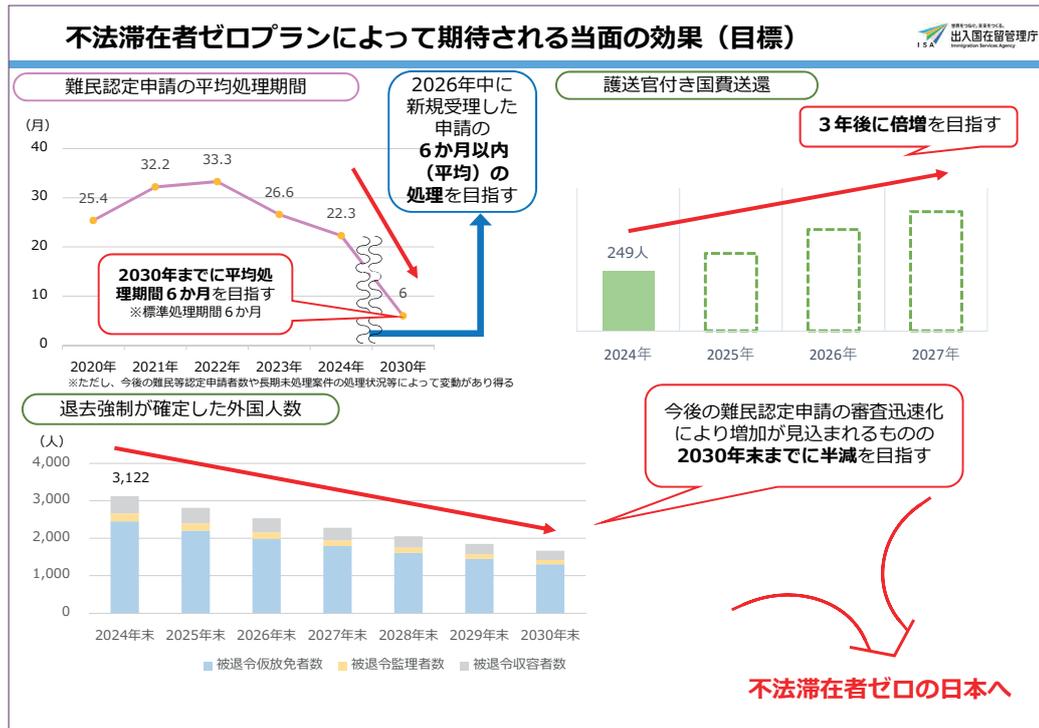
法務大臣政務官の下、議論を重ねた結果、「入国管理」、「在留管理・難民審査」、「出国・送還」の3つの段階に分け、各段階における具体的な対応策を「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」として取りまとめ、2025年5月23日、法務大臣が公表した。

2024年末時点において、退去強制が確定した外国人（被退令仮放免者、被退令監理者及び被退令収容者）が3,122人存在するところ、出入国在留管理庁においては、同プランに基づき、2024年に249人であった護送官付き国費送還の実施件数について、2027年にその数を倍増させることを目指すことなどに重点的に取り組むことにより、将来的に不法滞在者ゼロを目指すことを理念としつつ、当面の目標として、2030年末までに退去強制が確定した外国人の数を半減させることを目指すこととしている。

出入国在留管理庁としては、今後も不法滞在者ゼロプランに掲げた施策に重点的に取り組むことにより、ルールを守る外国人を積極的に受け入れる一方で、ルールを守らない外国人に対しては厳格な対応を行うことで、国民の安全・安心を守りつつ、外国人と安心して暮らせる共生社会の実現に貢献したいと考えている（**図表91**）。

図表91 「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」について

国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン		
ルールを守らない外国人により国民の安全・安心が脅かされている社会情勢に鑑み、不法滞在者ゼロを目指し、外国人と安心して暮らせる共生社会を実現する		
入国管理	在留管理・難民審査	出国・送還
<p>(1) 電子渡航認証制度(正式略称: JESTA(※))の早期導入 オンラインで事前に提供された情報をもとにスクリーニングを行い、好ましくない外国人の来日を未然に防止する。 2030年の導入予定を前倒しして、2028年度中の導入を目指す。 (※) Japan Electronic System for Travel Authorization</p> <p>(2) 退去強制が確定した外国人が多い国に対する働き掛け 退去強制が確定した外国人(※)が多い国に対して、外務省と協力して、不法滞在者の発生を防止するための取組などに関する働き掛けを強化する。 (※)被退令仮放免者、被退令監理者及び被退令収容者</p>	<p>(3) 難民認定申請の審査の迅速化 誤用・濫用的な難民認定申請を抑制するため、出身国情報等を踏まえてB案件(※)を類型化し、在留の制限を実施すると共に、早期かつ迅速な処理体制を整備する。 法改正施行前の複数回申請者について、早期の審査を実施する。 (※)B案件: 難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張している案件</p> <p>(4) 出入国在留管理のDX 難民等認定手続について、審査手続の迅速化を図るため、AIを含むデジタル技術の活用を検討する。 JESTAの導入後は、入国から出国までの情報を一元的に管理し、不法滞在者の把握等の活用を検討する。</p>	<p>(5) 護送官付き国費送還の促進 退去強制が確定した外国人のうち、令和5年改正入管法により送還停止効の例外として送還が可能となった者や重大犯罪者などを中心に、計画的かつ確実に護送官付き国費送還を実施する。</p> <p>(6) 改正入管法の新制度を活用した自発的な帰国の促進 出国命令制度や上陸拒否期間短縮制度の積極的な活用を促し、自発的な帰国を促進する。</p> <p>(7) 被仮放免者の不法就労防止 被仮放免者の動静監視に注力し、不法就労の抑止を図る。 警察と協力して、被仮放免者の不法就労及び雇用主の不法就労助長を積極的に摘発する。</p>



2 送還忌避者の安全・確実な送還の実施

近時、退去強制令書が発付され、退去が確定した者（被退去強制者）であっても、本邦における生活の継続等を理由に送還を忌避する者（送還忌避者）の存在が社会的な問題となっている。

送還忌避者は、日本で継続的に働きたいことや生活したいことなどを理由として送還を忌避するが、日本で犯罪を行っていたことや不法に働いたことなど、我が国のルールを守らなかったことを理由として、法定の手續を受けた上で、退去強制令書が発付された者であり、速やかに国外に退去させる必要がある。

出入国在留管理庁では、このような送還忌避者については、自らの意思で帰国するよう説得するとともに、それでもなお送還を忌避する場合には、法の規定に基づき、護送官を付した上、定期就航便等で個別に送還を実施している。

送還忌避者の中には、送還を免れるため、仮放免中に逃亡する者、難民等認定申請を誤用・濫用する者、行政訴訟の提起を繰り返し行う者、航空機への搭乗を拒否されることを画策し、航空機搭乗時に大声を上げながら激しく抵抗する者、搭乗後に機内で放尿し、唾を吐くなどの迷惑行為を行う者、更には機内の備品を壊そうとしたり、職員に暴行する者がいる。

また、航空機内に限らず、送還することを伝えられた被送還者の中には、自暴自棄となり護送官を暴行する者や、自損行為に及ぶ者もいる。

このような送還妨害行為は送還忌避者が増加する要因の一つであることから、護送官は送還を妨害する行為を未然に防ぎ、また、被送還者・護送官双方の受傷等を避け、安全・確実に送還先国へ護送する必要がある。そのため、プロフェッショナルとして各自が日々鍛錬するとともに、起こりうるあらゆる事態を想定して繰り返し訓練を行っており、より実践的な訓練として、例えば、本物の航空機と同じ座席や機内の設備を再現した訓練施設を使用することもある。

3 送還忌避問題解決に向けた取組

2024年6月10日、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和5年法律第56号）が施行された。

- 施行前において、難民認定申請中は、申請の回数や理由等を問わず、一律に送還が停止されていたことから（送還停止効）、既に多数回不認定となっている者、重大犯罪の前科がある者、テロリスト等であっても、難民認定申請によって送還を免れることができたため、施行後は3回目以降の難民等認定申請者（申請に際し、難民等と認定すべき「相当の理由がある資料」を提出した者を除く。）、3年以上の実刑に処された者又はテロリスト等について、送還停止効の例外とすることとし、当該送還停止効の例外に当たる者については、2024年末までに計19人の送還を実施した。
- 我が国からの退去を拒む自国民を受け入れない国を送還先とする者、航空機内で暴れるなどの送還妨害行為をしたことがあり、再び送還に際して同様の行為に及ぶおそれがある者など、退去強制を完遂する手段が十分でない者に対し、間接的に送還に応じることを促すため、罰則付きの退去の命令制度を創設した。

また、送還が困難な国の中には、送還の対象となる外国人本人が旅券の発給を申請しなければ、旅券の発給に長期間を要する国が存在しており、迅速かつ円滑な送還の支障となっていることから、罰則付きの旅券発給申請等の命令制度も創設した。

- そのほか、自発的な帰国を促すための措置として、出国命令の対象の拡大、自費出国の許可を受けた者について上陸拒否期間の短縮を可能とする措置を講じ、適切に運用している。

令和5年改正入管法の施行前においては、出国命令の対象となる者は、帰国を希望して自ら出頭した者に限定されていたが、施行後においては、摘発等された者であっても速やかに本邦から出国する意思を有する場合には、その他の要件を満たす限り出国命令の対象とした。

また、退去強制令書が発付された者であっても、自費出国の許可を受けた場合には、その者の素行、退去強制の理由となった事実等を総合的に考慮して、相当と認めるときは、上陸拒否期間を1年に短縮（在留資格「短期滞在」としての活動を除く。）できることとした。

4 チャーター機を利用した集団送還の実施

送還忌避者に対しては、できるだけ自らの意思で帰国するよう再三にわたり様々な工夫を用いて説得に努めているところ、それでもなお送還を忌避する者については、法の規定に基づき、最終的には護送官を付した上、定期就航便を利用した個別の送還を実施してきた。

しかしながら、定期就航便を利用した送還は、被送還者が機内で大声を出すなどの迷惑行為に及んだりした場合、機長の判断により搭乗を拒否されて送還が実施できない場合があるほか、仮に搭乗ができた場合にも、他の一般客に無用な不安を与えるなど、当庁に協力的な民間航空会社に対し、多大な負担を強いる実情があった。

そのため、2013年から、機長から搭乗を拒否されることなく、かつ、送還先が共通する相当数の被退去強制者を一度に確実に送還できるチャーター機による集団送還を2024年度末までに計8回（チャーター機運航先は5か国）実施しており、延べ339人を送還している。

5 IOM自主的帰国・社会復帰支援プログラムの利用促進

退去強制されることが決定した者の中には、帰国する意思はあるものの、帰国後の生活不安を主な理由として送還を忌避する者もいるところ、人道的配慮が必要と認められる者に対しては、国際移住機関（IOM）駐日事務所の協力を得て、2013年度から自主的帰国及び社会復帰

支援プログラムを実施している。本プログラムは、帰国後の就業支援や医療機会の提供等の社会復帰支援を行うことにより、帰国後の不安を払拭し、被送還者の尊厳のある自主的な帰国を促すものである（図表92）。

これまで、複数の家族や個人が本プログラムの適用を受けて、アジアを始めアフリカや南米等に帰国しており、帰国後はそれぞれの現地のIOM事務所による生活・就労・就学支援等が行われている。

引き続きIOMと協力して本プログラムを実施し、被送還者の自主的な帰国及び本国での社会復帰を促進することとしている。

図表92 IOM自主的帰国・社会復帰支援プログラムによる帰国者の推移

(人)

年 度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
帰 国 者 数	19	32	15	24	28	19

第5節 収容に代わる監理措置の創設

1 監理措置の創設

2024年6月10日、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和5年法律第56号）が施行され、監理措置の運用が開始された。

監理措置は、退去強制手続の対象となる者を全て収容の対象とすることを前提とする従来の仕組みを改め、監理人の監理の下で収容しないで退去強制手続を進めることを可能とする措置であり、個別事案ごとに、逃亡等のおそれに加え、収容により本人が受ける不利益も考慮し、収容するか監理措置に付すかを判断しており、収容した場合でも不必要な収容を回避するため、3か月ごとに収容の要否の必要の見直しを行っている。

なお、保証金は、逃亡等の防止に必要な場合に限り納付することを条件とする仕組みとしている。

逃亡等を防止するための措置として、被監理者に届出義務、監理人に届出及び報告義務（出頭の確保その他監理措置条件等の遵守の確保のために必要がある場合に限り、主任審査官^(注)が求めた事項を報告するもの。）を課し、逃亡等に対する罰則を整備している。

また、退去強制令書の発付前に限り、被監理者の生計を維持するために必要であって、相当と認めるときは、被監理者の申請（監理人の同意があるものに限る。）により、生計の維持に必要な範囲内で、就労先を指定するなど一定の厳格な要件の下、報酬を受ける活動が認められることがある。

監理措置制度について

(https://www.moj.go.jp/isa/08_00045.html)



(注) 入国審査官のうち、出入国在留管理庁長官が上級の入国審査官から指定するものをいい、収容令書又は退去強制令書の発付、監理措置決定及び仮放免並びにそれらの取消し等の権限を有する。

2 仮放免の要件の明確化

仮放免については、監理措置の創設に伴い、健康上の理由等による一時的な収容解除制度であることを明確化し、保証金の納付は不要とした上で、逃亡等に対する罰則を整備している。また、健康上の理由による仮放免請求は、医師の意見を聴くなど、健康状態に十分配慮して判断するよう努める義務を規定している。

令和5年改正入管法の運用状況

(<https://www.moj.go.jp/isa/content/001435885.pdf>)



トピックス 入国警備官の使命及び適正な職務遂行

入国警備官は、入管法に違反する外国人に対して厳正に対処し、我が国の安全と国民生活を守り社会秩序を維持するという重要な使命を担っている。

そのような使命の下、入国警備官は、摘発、被收容者の処遇及び送還の実施等の業務に従事している。摘発においては、危険物等を所持した被摘発者や摘発を免れようと抵抗・逃走する被摘発者への対応、被收容者の処遇においては、職員に対する暴行行為に及ぶ被收容者や收容施設内の物品等を破損させる被收容者への対応、送還においては、航空機への搭乗を拒否されることを画策して様々な抵抗をする被送還者への対応等、職務を遂行する上で、常に受傷する危険を伴う業務に従事している。

そこで、入国警備官は、安全かつ適正に業務を遂行するため、必要な知識や技能の修得に努めるとともに、「出入国在留管理庁職員の使命と心得」を常に意識し、高い緊張感をもって日々の職務に当たっている。

出入国在留管理庁職員の使命と心得

「出入国在留管理庁職員の使命と心得」は、出入国在留管理行政に携わる全ての職員が、国民から負託された使命を見失うことなく、自信と誇りを持って職務に当たるとともに、出入国在留管理行政が適正に行われ、国民の信頼と期待に応えることができるよう、出入国在留管理庁職員が果たすべき使命と心得を示すものである。

【出入国在留管理庁職員の使命】

現代国際社会において、主権国家の権能である出入国在留管理は、その重要性をますます高めている。その中において、我が国の出入国在留管理行政の基本的な役割は、全ての人々の人権を尊重しつつ、我が国に入学し、又は出国する全ての人の出入国及び我が国に在留する全ての外国人の在留の公正な管理を図ること、難民の地位に関する条約の締約国として、難民を保護すること、そして外国人の受入れ環境整備に係る総合調整を行うことである。

我が国において、これらの役割を担う出入国在留管理行政は、ルールを守る外国人を積極的に受け入れる一方で、我が国の安全・安心を脅かす外国人の入学・在留を阻止し、確実に我が国から退去させることにより、円滑であって厳格な、しかも、適正な出入国在留管理を実現することを目指す。また、諸外国や国際機関と協調し、真に庇護を必要とする者を迅速かつ確実に保護することを目指す。さらに、関係機関と連携し、日本国民と我が国社会に受け入れた外国人の全てが良き隣人として共に暮らせる共生社会を実現することを目指す。これらを実現することにより、我が国の秩序ある社会の実現と経済・社会の健全な発展に寄与することこそ、国際社会で名誉ある地位を希求する我が国の出入国在留管理行政の使命であり、我々出入国在留管理庁職員の使命である。

【出入国在留管理庁職員の心得】

出入国在留管理行政に携わる全ての職員は、国家公務員として、国民全体の奉仕者であることを常に念頭に置き、秩序ある共生社会の実現に寄与する使命を担っていることを自覚するとともに、そのような重大な使命を負託した国民の信頼に応えなければならない。

そのためには、以下の点に特に留意しつつ、高い職業倫理を保ち、絶え間ない自己研鑽に努め、自身の判断が真に社会全体の利益にかなうものとなっているか、常に自問しながら、自信と誇りを持って公正な判断を行い、誠心誠意、職務の遂行に当たらなければならない。

1 出入国在留管理行政の専門家としての矜持を持つ

出入国在留管理行政の専門家としての自覚を持ち、法令等を精読し、業務上の知識を養うとともに、求められる規範を遵守する。

2 広い視野を持ち職務遂行能力を高める

常日頃から国際情勢を含めた社会の動向の把握に努め、研修や多様な社会経験を通じて教養と良識を深め、広い視野と柔軟な思考能力を涵養し、職務の遂行に活かす。

3 公正な目と改善の意識を持つ

業務が公正に行われているかを常に意識し、改善すべき点は躊躇なく意見を述べ、又は自ら見直す。

4 人権と尊厳を尊重し礼節を保つ

人権と尊厳を尊重し、人と接するあらゆる場面において、相手の立場、文化や習慣に十分に配慮しつつ、礼節を保ち、丁寧に接する。

5 心情を理解しつつ冷静さを持つ

相手の心情を理解しつつも、感情に流されることなく、常に冷静さを失わずに毅然と対応する。

6 聴く力と話す力を養う

内外の様々な意見に耳を傾け、前例にとらわれず、広く国民の良識にかなう判断をするよう努め、当事者を含めた社会全体の理解を得られるよう必要な説明を尽くし、積極的な情報発信を行う。

7 多様な関係者・関係機関と良好な関係を築く

適正な出入国在留管理行政は、関係者・関係機関の理解と協力なくして実現しないことを認識し、国内外、官民を問わず、関係者・関係機関との良好な関係の構築に努める。

8 風通しの良い組織風土を作る

職員同士が互いに敬意を払い、自由に意見を述べ、自ら判断し難い事柄については速やかに同僚や上司に相談・報告できる風通しの良い組織風土作りを心掛けるとともに、セクショナリズムに陥ることなく、組織が一体となって課題に対応する。

「出入国在留管理庁職員の使命と心得」について

(https://www.moj.go.jp/isa/policies/others/30_00041.html)

コラム 違反調査業務を担当する職員の声

(高松出入国在留管理局警備部門 高嶺 萌里)

私は高松出入国在留管理局警備部門に所属する入国警備官です。

入国警備官の業務は、

- 1 退去強制事由に該当する可能性がある外国人の発見(法違反者の摘発・出頭申告等)
- 2 収容施設に収容(地方出入国在留管理局又は入国者収容所)
- 3 本国へ送還(自費出国による送還・国費による送還・運送業者による送還)

という一連の流れで行っており、日本で在留が認められないと判断され、退去強制令書が発付されている外国人を法令に基づき国外に退去させる、いわゆる退去強制手続を行っています。

上記1から3の中で、私が主に担当している業務は1の違反調査です。

高松出入国在留管理局の特徴として、大規模局のように業務が細分化されておらず、限られた人員で業務を行っているため、違反調査のみならず、収容や送還業務に従事することもあり、退去強制手続全般に携わることができるため、様々な経験を積むことができます。

また、高松出入国在留管理局は限られた人員で業務に従事しているため、退去強制手続中の外国人を長期間収容することが困難であることから、違反調査の段階から、送還を見据えた調査を行うなど、収容後、速やかに送還できるよう努めています。

高松出入国在留管理局では、出頭申告事案や情報提供件数等が少ないため、外国人技能実習機構や警察等の関係機関と連携を図るなどし、法違反者の発見・摘発に努めています。

これらのほか、昨今、四国4県の空港を利用する日本人、外国人が増加していることに伴い、当部門から空港における出入国、上陸審査要員も派遣しており、高松出入国在留管理局一体となって業務を行っています。

共生社会実現のため、日本人や外国人が安心・安全に日本で生活できるよう、違反調査業務のみならず、入国警備官として様々な業務に対応するため、研さんに励み、日々の業務にまい進していきたいと思っています。



コラム 医療業務を担当する職員の声

(名古屋出入国在留管理局処遇部門傷病者担当 青木 雄飛)

私は、名古屋出入国在留管理局処遇部門に所属し、准看護師資格を持つ入国警備官として、医師、薬剤師及び看護師と共に被收容者の医療業務等に従事しています。私は令和4年3月に准看護師資格を取得し、医療業務に従事するようになって早3年が経ちますが、被收容者への適切な医療提供の実現のため、研さんの毎日です。現在、名古屋出入国在留管理局診療室の取組として、常勤医師2名を中心に、局幹部も交えた定期的な医療カンファレンスの実施や医療研修会等を開催し、名古屋出入国在留管理局全体の医療知識の向上を図っています。

配属後、この3年間の業務を振り返ると、徐々に医療体制が強化されていく診療室の様子を目の当たりにし、常勤医師を含め薬剤師、看護師と共に入管医療改革の道のりを歩ませていただいている中で、改めて出入国在留管理庁に来てくださった医療従事者の方々への感謝の思いと、実務の中でその存在の大きさを感じています。例えば、これまで入管收容施設内で急病人が発生した場合、救急車の到着までに取り得る措置は限られていましたが、常勤医師がいるお陰で、医師が被收容者の下に駆け付けたその瞬間から、薬剤や医療機器を用いた治療を開始できるようになりました。緊急対応以外であっても、被收容者からの「足が痛い」という訴え一例を取ってみても、炎症の兆候以外にも末梢の感覚障害の有無、痺れの有無、可動域の確認等、豊富な医療知識を基に多角的な面からスピード感を持って、看護師等から医師に引き継がれ、より迅速に医師の所見が得られるようになりました。これらの診療場面を見る度に、被收容者への的確な医療提供及びその提供スピードの迅速さを感じています。このように素晴らしい医療従事者に囲まれ、その中で自分の役割について考えると、「医療と警備処遇の架け橋」であり、治療と保安の両立だと感じています。その実現のために心掛けていることは「対話」です。医療従事者の思いを警備処遇に当たる入国警備官に伝えつつ、同時に警備処遇の目的等を医療従事者に理解してもらえるよう工夫し、些細なことでも双方から相談が寄せられるようにし、お互いの架け橋となり、風通しの良い環境を構築しています。

今後も、名古屋出入国在留管理局の医療体制の強化に貢献できるよう精進して参ります！



第7章 難民等の適正な保護・支援の推進

第1節 難民等を適正に保護・支援するための取組

1 概要

我が国では、これまでも難民と認定すべき者を適正に認定し、また、難民とは認定できない場合であっても、本国情勢等を踏まえ、人道上配慮が必要な者には我が国への在留を認めてきた。こういった中で、これまで人道的配慮により在留を認めてきた紛争避難民等について、条約上の難民と同様に保護すべきとの考えから、2023年12月1日に補完的保護対象者認定制度が創設された。一方で、我が国の難民認定制度については、その運用の一層の適正化を不断に進めていく必要がある。出入国在留管理庁においては、後述のとおり、適時・適切に、運用に関する必要な見直しや難民調査官^(注)の能力向上を目的とした研修等を行うとともに、難民等の迅速かつ確実な保護及び適切な支援を実施するための取組を進めている。

2 難民の支援事業等の移管

従来、難民及び第三国定住難民（第4節参照）の支援は外務省が中心となって実施し、補完的保護対象者の支援は出入国在留管理庁が中心となって実施してきたところ、これらの一貫性及び効率性の確保を目的として、2025年度から、難民及び第三国定住難民の支援についても、出入国在留管理庁が実施することとした。

第2節 難民等認定制度の運用の一層の適正化

出入国在留管理庁では、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）等の関係機関と緊密に連携しつつ、①難民該当性に関する規範的要素の明確化、②難民調査官の能力向上及び③出身国情報の充実を3つの柱として、難民等認定制度の運用の一層の適正化に取り組んでいる。

これらの取組を加速させるため、2021年7月、UNHCRとの間で協力覚書（MOC）を交換した。協力覚書の下、UNHCRとは、出身国情報の収集や研修の実施に係る協力を継続するとともに、新たな協力として、実際の事例を題材とした難民調査官の調査の在り方についてのケース・スタディ等を実施している。

1 「難民該当性判断の手引」の策定

2023年3月24日、難民該当性を判断する際に考慮すべきポイントを整理するなどした「難民該当性判断の手引」を策定し、公表した。同手引は、これまでの我が国の実務等を踏まえ、UNHCRが発行する諸文書等も参考にした上で、UNHCRとの意見交換も経て策定したものである。手引の策定・公表により、難民認定制度の透明性が高まり、その信頼性の向上にもつながることに加えて、難民認定審査に携わる職員が手引を参照することでより適切で効率的な審査の実現につながることで、手引を踏まえた難民認定申請がなされることで迅速な難民認定に

(注) 入国審査官のうち、難民及び補完的保護対象者の認定のための事実の調査等を担当させるため、出入国在留管理庁長官が指定した者をいう。

つながることも期待される。

また、同手引においては、性的マイノリティであることやジェンダーに関連する迫害は難民条約にいう「特定の社会的集団の構成員」を理由とする迫害に該当し得ることも明記した。手引の内容は、我が国の難民認定実務や難民を取り巻く諸外国の情勢の変化等を踏まえて、新たに整理されることも想定される場所、手引の更新についてはその必要性を不断に検討していくこととしている。

なお、同手引は補完的保護対象者認定申請の審査においても用いられるものとなっている。

2 難民調査官の能力向上

これまでもUNHCR、外務省、国際情勢に関する専門知識を有する大学教授等の協力を得ながら、難民調査官等に対して、その経験年数に応じた研修を実施してきたところ、令和5年改正入管法成立後は、新任難民調査官研修の実施日数を増やし、講義内容の充実を図ったほか、ケース・スタディ方式研修についてもより実践的な技能を習得するため、事案検討に特化した研修に改編した。加えて、2024年度からは新たに出身国情報の収集及び分析に特化した研修を実施するなど研修の内容及び手法の改良に継続的に取り組むことで、より専門性の高い特別な知識の習得に努めている。

さらに、上述のUNHCRと実施しているケース・スタディを踏まえ、供述の信ぴょう性評価における留意事項等について整理し、職員に周知するといった取組も行い、難民調査官の能力向上を図っている。

3 出身国情報の充実

難民等認定審査の際に参照するため、政府機関の報告、出身国に関する報道、UNHCRが保有する情報等、申請者の出身国情報（COI: Country of Origin Information）や国際情勢に関する情報を幅広く収集している。これまでも、外務省、UNHCR等の関係機関と適切に連携しながら、最新の情報を積極的に収集しているところ、さらに、難民を多数受け入れている諸外国当局と出身国情報に関する情報交換等を積極的に行うことなどを通じて、出身国情報の一層の充実を図ることとしている。

また、難民等認定制度の透明性を高める取組として、難民等認定手続における審査において参照している出身国情報の一部を業務に支障のない範囲で公表している。具体的には、出身国情報に係る諸外国の政府機関の報告を日本語に翻訳したものや、申請者の出身国別の主な申立てに係る出身国情報を整理した資料を、入管庁ホームページにおいて公表している。

難民等に関する出身国情報

(<https://www.moj.go.jp/isa/refugee/resources/index.html>)



第3節 難民等への支援

1 難民及び補完的保護対象者への支援

難民及び補完的保護対象者に対しては、それぞれ2003年7月29日、2023年12月1日の難民対策連絡調整会議決定に基づき、572時限（1時限45分）の日本語教育や120時限（同上）の生活ガイダンスを受講できる「定住支援プログラム」を提供するほか、就労支援を実施するなど、我が国での自立に向けた支援を行っている。

また、定住支援プログラムの内容等については、出入国在留管理庁ホームページや地方出入国在留管理官署における情報提供のほか、定住支援事業を委託している「公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部（RHQ）」のホームページで広く周知を図っている。

2 ウクライナ避難民の受入れ・支援等

2022年2月、ロシアがウクライナに侵攻したことに伴い、ウクライナから多数の避難民が周辺国に避難を強いられた。このような情勢の下、同年3月2日、岸田内閣総理大臣（当時）が、ウクライナから第三国に避難した方々の我が国への受入れを進めていくことを表明し、以降、我が国では、政府一体となってウクライナ避難民の円滑な受入れと生活支援等を行ってきた。

ウクライナ避難民に対する我が国の対応は、国際社会と協調し、ウクライナが瀕する危機的状況を踏まえた緊急措置として行ってきたものであるところ、補完的保護対象者の認定制度の創設後は、同制度を適切に運用し、ウクライナ避難民のような紛争避難民等の、真に保護すべき方々を確実、迅速かつ安定的に保護するとともに、補完的保護対象者が適切な支援を受けられるよう取り組んでいる。

第4節 第三国定住による難民の受入れ・支援

1 第三国定住とは

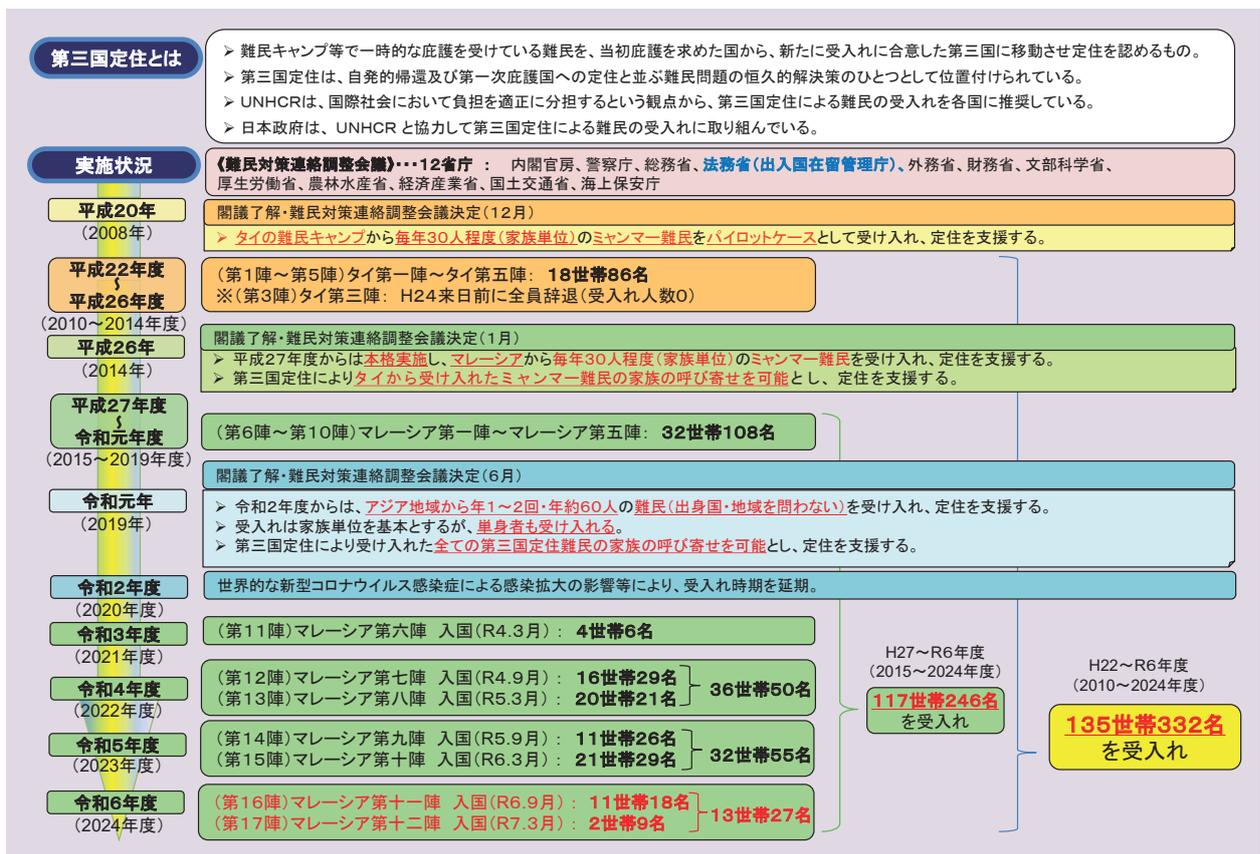
第三国定住とは、出身国から避難し、隣国の難民キャンプ等で一時的な庇護を受けている難民を、当初庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国に移動させ、定住を認めるものであり、難民の自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つと位置付けられ、UNHCRは、難民問題に関する負担を国際社会において適正に分担するという観点から、第三国定住による難民（第三国定住難民）の受入れを各国に推奨している。我が国においても、アジア地域での難民に関する諸問題に対処するため、2010年度から第三国定住による難民の受入れパイロットケースを開始し、2015年度以降、受入れを本格実施している。出入国在留管理庁においては、受け入れる第三国定住難民の選考を担当し、面接調査を行うなどしている。また、受入れ後の支援も担当しており、定住支援プログラムの提供などを行っている。

2 2020年度以降の受入れ

2018年10月、引き続き第三国定住難民の受入れを実施していくに当たり、受入れ対象の拡大の要否、拡大する場合の範囲等についての検討を行うため、関係省庁及び有識者から成る検討会が設置^(注1)され、同検討会による検討結果の取りまとめ内容を踏まえ、2019年6月28日の閣議了解^(注2)及び同日付の難民対策連絡調整会議決定^(注3)により、2020年度以降、第三国定住による難民の受入れ対象をアジア地域に一時滞在する難民（出身国・地域を問わない。）に拡大し、家族単位での受入れに加えて単身者も受け入れること、受入れ人数についても年に約60名（受入れ回数も年に1回から2回に変更。）の範囲内に拡大すること、また、家族呼び寄せの対象を第三国定住により受け入れた難民の親族とすることなどの決定がなされたところ、出入国在留管理庁としては、これら政府方針を踏まえ、関係省庁と連携しつつ、引き続き適切に役割を果たし、同難民の円滑な受入れ・支援に努めることとしている。

2024年度第1回目受入れにおいては、18名の難民を、第2回目受入れにおいては、9名の難民を受け入れた。我が国では、これまでに332名の難民を第三国定住難民として受け入れている（図表93）。

図表93 第三国定住による難民の受入れ実施状況・実績



(注1) 平成30年10月22日難民対策連絡調整会議決定「第三国定住による難民の受入れ事業の対象拡大等に係る検討会について」

(注2) 令和元年6月28日閣議了解「第三国定住による難民の受入れの実施について（一部変更）」

(注3) 上記閣議了解の一部変更を受け、令和元年6月28日付けで、平成26年1月24日付け難民対策連絡調整会議決定「第三国定住による難民の受入れに関する具体的措置について」を一部改正

3 第三国定住難民への支援

第三国定住により受け入れた難民に対しては、2019年6月28日の難民対策連絡調整会議決定に基づき、572時限（1時限45分）の日本語教育や120時限（同上）の生活ガイダンス、就労支援等を内容とする「定住支援プログラム」を提供するほか、定住支援プログラム修了後も生活相談員による定期的な指導・助言等を行うなど、我が国での自立に向けた支援を行っている。

第5節 民間支援団体との連携の推進

難民関連行政については、民間又は法律家の立場で難民保護を推進する者との協議を通じて具体的改善を見いだすことや、市民団体と連携及び協働することによって、より良い施策の実現に取り組んでいく必要があると考えられる。

そこで、2012年2月10日、難民認定手続を始め、入国管理局（当時）が所掌する難民関係の行政に関する改善点を探る協議や、難民認定手続中等の者に対する難民支援団体による住居の提供等に関する情報交換等を行っていくこと等について、難民を支援する団体・NGOのネットワーク組織である特定非営利活動法人なんみんフォーラム及び日本弁護士連合会の三者間で合意し、覚書を締結した。この覚書を踏まえての三者の協議により、2012年4月から2014年3月までの間、成田空港において難民該当性を主張する者のうち、住居の確保が困難な者について、入国管理局（当時）からなんみんフォーラムに住居の確保を依頼し、受入れ可とされた者に対して、一時庇護のための上陸許可又は仮滞在許可をするパイロットプロジェクト事業を実施した。

その後、三者間の協議を経て、現在、同事業と同様の措置を成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港において実施しており、2017年3月からは、これらの空港支局から東日本入国管理センター、東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局又は大阪出入国在留管理局に移送され、移送先の官署で仮滞在許可又は仮放免許可に関する判断を行う場合も、同措置の対象としている。

第6節 本国情勢を踏まえたミャンマー人、アフガニスタン人、シリア人及びスーダン人の保護状況

世界の難民情勢をみると、シリア人など100万人を越す難民・移民が欧州諸国に流入した2015年欧州難民危機以降、2021年にはミャンマーにおける国軍のクーデターやアフガニスタンにおけるタリバンの首都制圧、2022年にはロシアによるウクライナへの軍事侵攻、2023年のスーダンにおける軍事衝突などにより、多数の難民・避難民が発生し、世界の難民・避難民の数は1億人を超え、増加を続けている。

こうした情勢を踏まえ、特にミャンマー人、アフガニスタン人、シリア人及びスーダン人に対して、我が国においては、以下のとおり対応している（ウクライナ避難民等の受入れ・支援については第3節2参照）。

1 ミャンマー人の保護状況

ミャンマーにおいては、2021年2月1日に国軍によるクーデターが発生し、各地で抗議デモが活発化した。国軍・警察の発砲等による一般市民の死亡・負傷事案が発生するなど、情勢が引き続き不透明な状況にあることを受け、出入国在留管理庁では、同年5月28日、本国における情勢不安を理由に我が国への在留を希望するミャンマー人（ミャンマーに常居所を有する外

国人を含む。)について、緊急避難措置として、在留資格「特定活動」での在留を認めることとした。この措置に係る「特定活動」を有して在留している者は、2024年12月末時点で、難民等認定手続を経た者を含め、2万1,331人となっている。

難民等認定手続の結果、難民と認定した者は2021年に32人、2022年に26人、2023年に27人、2024年に36人、補完的保護対象者と認定した者は2024年に13人となっている。また、難民又は補完的保護対象者のいずれにも認定しなかったものの、本国の情勢や事情等を踏まえて在留を認めた者は2021年に498人、2022年に1,682人、2023年に920人、2024年に262人となっている。

2 アフガニスタン人の保護状況

アフガニスタンにおいては、2021年8月15日、タリバンが首都カブールを制圧するなど、情勢が引き続き不透明な状況にあることを受けて、出入国在留管理庁では、本国における情勢不安を理由に我が国への在留を希望するアフガニスタン人について、在留資格「特定活動」での在留を認めることとした。この措置に係る「特定活動」を有して在留している者は、2024年12月末時点で、難民等認定手続を経た者を含め、285人となっている。

難民等認定手続の結果、難民と認定した者は2021年に9人、2022年に147人、2023年に237人、2024年に102人、補完的保護対象者と認定した者は2024年に1人となっている。また、難民又は補完的保護対象者のいずれにも認定しなかったものの、本国の情勢や事情等を踏まえて在留を認めた者は2021年に2人、2022年に10人、2023年に5人、2024年に2人となっている。

3 シリア人の保護状況

シリアにおいては、2011年3月中旬以降、各地で反政府デモが発生し、情勢が引き続き不透明な状況にあることを受けて、出入国在留管理庁においては、本国における情勢不安を理由に我が国への在留を希望するシリア人について、在留資格「特定活動」での在留を認めることとした。この措置に係る「特定活動」を有して在留している者は、2024年12月末時点で、難民等認定手続を経た者を含め、335人となっている。

難民等認定手続の結果、難民と認定した者は2011年から2024年までで23人、補完的保護対象者と認定した者は2024年に17人、難民又は補完的保護対象者のいずれにも認定しなかったものの、本国の情勢や事情等を踏まえて在留を認めた者は2011年から2024年までで98人となっている。

4 スーダン人の保護状況

スーダン共和国においては、2023年4月15日、スーダン国軍と準軍事組織である即応支援部隊との間で衝突が発生し、情勢が引き続き不透明な状況にあることを受けて、出入国在留管理庁では、本国における情勢不安を理由に我が国への在留を希望するスーダン人について、在留資格「特定活動」での在留を認めることとした。この措置に係る「特定活動」を有して在留している者は、2024年12月末時点で、難民等認定手続を経た者を含め、42人となっている。

難民等認定手続の結果、難民と認定した者は2023年に1人、補完的保護対象者と認定した者は2023年に1人、2024年に11人となっている。また、難民又は補完的保護対象者のいずれにも認定しなかったものの、本国の情勢や事情等を踏まえて在留を認めた者は2023年に12人、2024年に2人となっている。

第8章 国際社会及び国際情勢への対応

第1節 条約締結等への対応

1 二国間・多国間枠組みへの対応

締約国間における貿易の自由化・円滑化を促進し、サービス貿易等、各種経済分野の政策の調和や規制の緩和、協力等を目的とした経済連携協定（EPA）のような枠組みにおいて、「自然人の移動」分野において出入国在留管理庁としての立場から対応している。

また、経済開発協力機構（OECD）、アジア太平洋経済協力（APEC）、国際民間航空機関（ICAO）等、多国間での情報・意見交換や協力関係の向上を目的とした枠組み等について、所管業務に深く関連するものとして、積極的な対応を行っている。

さらに、港湾手続の簡易化を目的として、関係書類様式の採用や手続の簡素化等を含む「1965年の国際海上交通の簡易化に関する条約」（FAL条約）や空港における出入国・税関・検疫・空港管理手続の簡易化を目的とした「国際民間航空条約」（シカゴ条約）について、我が国の出入国在留管理制度との整合性等の観点から必要に応じ調整を行っている。

2 人権関係諸条約規定に基づく報告及び審査等への対応

我が国が締結している「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（国際人権A規約）、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（国際人権B規約）、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）、「児童の権利に関する条約」（児童の権利条約）、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）、「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」（拷問等禁止条約）、「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）及び「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」（強制失踪条約）の実施状況等に関する政府報告について、出入国在留管理庁では、出入国在留管理行政に関する観点から報告書の作成や政府報告の審査及びそのフォローアップに関わっている。

第2節 国際会議・国際交流

1 第4回東京イミグレーション・フォーラムの開催

2024年12月9日から11日まで、出入国在留管理庁が主催する、第4回東京イミグレーション・フォーラムが、過去最大の20か国・地域（インド、インドネシア、オーストラリア、カナダ、韓国、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、中国、トルコ、ニュージーランド、ネパール、パキスタン、フィリピン、ブルネイ、米国、ベトナム、香港、ラオス）の出入国在留管理当局の代表（高級実務者）の参加を得て、開催された。このほか、本フォーラムには、IOM、UNHCR、参加国の駐日大使館及び関係省庁が参加した（対面形式で開催）。

冒頭、丸山出入国在留管理庁長官による挨拶、IOMのエイミー・ポープ事務局長による基調講演が行われた。

全体会合では、「最近導入した出入国在留管理上の施策」を議題として、入管当局が直面している課題やその対応について、参加国によるプレゼンテーション及び質疑応答・意見交換が

行われた。

分科会では、「アジア太平洋地域における難民保護」、「アジア太平洋地域における外国人労働者の受入れ促進に係る取組」の2つのテーマに関して、参加者間で課題の共有や意見交換が行われたほか、UNHCRのルヴェン・メニクディウエラ高等弁務官補による講演が行われた。

参加者は、本フォーラムが出入国在留管理当局間の国際的プラットフォームとしての役割を果たしていることを評価し、今回の会議で議論されたテーマを含め、引き続き出入国在留管理当局間において課題の共有と意見交換を行っていく必要性を確認するとともに、今後も本フォーラムを定期的で開催し、次回は2025年度中に東京で開催することを歓迎した。



第4回東京イミグレーション・フォーラム

2 国際会議への対応

国際テロ対策や国際組織犯罪対策を検討する上級専門家会合「G7ローマ・リヨングループ」のサブグループの一つである移民専門家会合では、G7が協力して取り組むべき不法移民対策、偽変造文書対策等について議論が行われている。

2024年10月にはローマ、2025年4月にはオンライン形式で同会合が開催され、出入国在留管理庁から職員が参加して各国の出入国在留管理当局の担当者と情報・意見交換を行った。

また、出入国在留管理庁では、上記の国際会議以外にも、領事当局間協議等に出席して積極的に我が国の立場を説明し、各国との協力関係の構築に努めているほか、東南アジア諸国連合（ASEAN）入管総局長・外務省領事局長会合+3協議等、多国間での情報共有や意見交換を目的とした会合にも参加している。

3 国際交流

出入国在留管理庁では、諸外国の出入国在留管理当局との様々なレベルでの意見交換や、諸外国の関係機関からの視察の受入れを行うなど、各国・地域と積極的に交流を図り、協力関係の強化に努めている。

2024年度は、インドネシアの出入国在留管理当局と出入国在留管理局長級会議を開催し、また、台湾との間では、公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会が開催した会合に参加し、相互の取組に係る情報共有や意見交換を行った。

また、カナダ、韓国、タジキスタン等の関係者が出入国在留管理庁を訪問し、意見交換等を行った。

第9章 広報活動

第1節 広報活動の推進

出入国在留管理行政の円滑な遂行のためには、国内外への広報活動・啓発活動が果たす役割は大きく、従来から積極的な広報活動等に努めている。主な広報活動としては、出入国在留管理行政の実情や新たな制度又は手続の変更等について適時・適切に情報提供を行うことが挙げられる。

出入国在留管理行政の実情については、出入国者数や在留外国人数、不法残留者数、難民等認定申請者数等の出入国在留管理行政に関する統計を報道発表し、出入国在留管理庁ホームページにも掲載・案内している。また、在留特別許可や難民等と認定した事例、在留審査の平均処理期間、空港における入国審査待ち時間といった情報も公表し、出入国在留管理行政の現況を広く理解していただけるよう努めている。

また、出入国在留管理制度や手続案内についても積極的に広報しており、各種制度案内等について、出入国在留管理庁ホームページに掲載したり、パンフレットやリーフレットを配布するなどして、その周知を図っている。加えて、当庁業務の理解促進を目的として、各種広報動画の作成、公開や各種イベントへの出展、マスコットキャラクター「イミグー」の活用など、積極的な広報活動を行っている。

さらに、政府全体としての「外国人労働者問題啓発月間」に時期を合わせて、毎年6月を「共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間」として、国民を始め、外国人を雇用する企業、関係団体等に、不法就労対策のほか、外国人労働者を受け入れるに当たっての注意点等の啓発活動を行っている。



出入国在留管理庁～その使命と役割～（業務紹介動画）



外国人の受入れ及び共生に関する取組紹介動画

出入国在留管理庁～その使命と役割～（業務紹介動画）

(<https://youtu.be/Ce4yWo1UbOo>)

外国人の受入れ及び共生に関する取組紹介動画

(<https://youtu.be/rGv5sAsShsY>)



「ベトナムフェスティバル2025」への出展



出入国在留管理庁マスコットキャラクター「イミグー」

外国人を雇用する事業主の皆様へ

外国人の適正な雇用にご協力ください

日本人と外国人が互いを尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会を実現するためには、外国人の人権に配慮しながら、ルールにのっとり外国人を受け入れ、適切な支援等を行うっていくことが重要です。

不法就労防止にご協力ください

不法就労とは？ 不法就労となるのは、次の3つの場合です。

1 不法滞在者や検閲義務違反者が働くケース	(例) 一時的な入国や短期滞在の外国人が働く → 滞在期限が切れている人が働く
2 就労できる在留資格を有していない外国人で出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース	(例) 働かせた事業主が既に出入国在留管理庁から許可を受けていない → 許可なく働かせた事業主が許可を受けずに働く
3 外国人の方が強いてる在留資格等で認められた範囲を超えて働くケース	(例) 同一種類のワークを複数種類の在留資格として働くこと を認められた人型で作業として働く → 作業が許された範囲を超えて働く

注意！ 事業主も処罰の対象となります！！

- 不法就労させたり、不法就労させた人（不法就労助長者）
- 3年以下の懲役・300万円以下の罰金
- 外国人を雇用しようとする際に、出入国在留管理庁から許可を受けていない場合は、罰金を科せられません。
- 不法就労させたり、不法就労させた外国人事業主
- 違法行為の対象
- 外国人の雇用の勧誘について、ハローワークへの勧誘をしなかったり、勧誘の届出をした人
- 30万円以下の罰金

在留カードの記載事項を確認してください。

在留カードは、企業等への勤務や日本人の婚姻など、入国後の在留資格をすべて確認し、在留期間満了前には、在留資格の更新や在留期間の延長を受ける必要があります。在留期間満了後は、在留資格の更新を受ける必要があります。在留期間満了後は、在留資格の更新を受ける必要があります。在留期間満了後は、在留資格の更新を受ける必要があります。

出入国在留管理庁
Immigration Service Agency



共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間における広報・啓発活動

第2節 情報発信

1 出入国在留管理庁ホームページ

出入国在留管理庁ホームページ (<https://www.moj.go.jp/isa/index.html>) では、出入国・在留手続等のQ & A や、地方出入国在留管理官署の所在地、連絡先、窓口開設時間等の情報提供のほか、出入国在留管理庁で実施している在留支援の取組や各種会議等の政策情報等を一元的に発信しており、利用者にとって必要な情報を容易に入手できるようにコンテンツの充実やユーザビリティ及びアクセシビリティの向上に努めている。

また、外国人への情報提供の機会の充実を図るため、2021年2月には多言語ホームページを新たに開設し14言語に対応していたところ、2023年3月には、ホームページに自動翻訳機能を導入し、さらに対応言語を100言語以上まで増やすことにより、外国人にとっても利便性の高いものとなるよう配慮している。

2 出入国在留管理庁SNS等

(1) 出入国在留管理庁X（旧ツイッター）・フェイスブック・インスタグラム

出入国在留管理庁では、広報活動の一層の充実を図るため、出入国在留管理庁のX（旧ツイッター）及びフェイスブックを通じて、新たな制度案内や在留外国人への生活に役立つ情報等を発信している。さらに、2024年7月からは、出入国在留管理庁のマスコットキャラクターである「イミグー」を通して出入国在留管理庁をより身近に感じてもらうとのコンセプトに基づき、新たにインスタグラムを開始し、出入国在留管理庁の業務内容や新規採用情報等を発信している。

また、地方出入国在留管理官署のX（旧ツイッター）及びフェイスブックでは、来庁者向けに在留審査窓口の待ち時間情報をリアルタイムに発信しているほか、空港内等で行われる各種イベントやキャンペーンの告知等も行っている。

各種SNSについて

(https://www.moj.go.jp/isa/publications/publications/nyuukokukanri01_00184.html)

(2) 出入国在留管理庁メール配信サービス

前述のホームページ・SNSに加え、出入国在留管理庁では、在留外国人向けに、日本語・やさしい日本語・英語で出入国や在留手続、在留支援に関する情報等を随時メールで配信するサービスを提供しているところ、2024年3月からは当該サービスに、在留期限お知らせの機能を追加したほか、新たに、外国人を雇用・支援等する関係機関向けのメール配信サービスを開始するなど、更なる情報発信の強化・充実に努めている。

なお、これらのメール配信サービスは、ユーザー側が受信を希望する情報を選択することができるようになっており、個々のユーザーのニーズに応じた情報発信を行っている。

メール配信サービス

(<https://www.moj.go.jp/isa/publications/publications/mail-service.html>)

トピックス 出入国在留管理行政への理解促進に向けた SNSを活用した情報発信について

出入国在留管理庁では、出入国在留管理行政への理解促進を目的として、SNSを活用し、当庁の業務、取組等の情報を積極的に発信しています。SNSは、投稿を拡散する機能や言語を翻訳する機能などが備えられており、当庁の情報を効果的に発信できることから、積極的に活用しているものです。

X（旧ツイッター）、フェイスブックアカウントでは、当庁の業務や各地方官署の紹介、新たな施策、採用活動などの情報を、文章に加えて画像を投稿するなどして、情報を分かりやすく、かつ、迅速に発信するよう努めています。

また、2024年7月には、画像等の投稿がメインであるインスタグラムのアカウントを開設し、当庁のマスコットキャラクターである「イミグー」が登場する画像を活用した情報発信を行い、当庁を身近に感じてもらえるよう取り組んでいます。

それぞれのSNSメディアの特性を活かしつつ、複数のメディアで発信を行うことにより、必要な人に対し、必要な情報を適時適切に届けることができるよう努めています。

出入国在留管理庁SNSアカウント

	X (旧ツイッター) @MOJ_IMMI	
	フェイスブック ImmigrationServicesAgency.MOJ	
	インスタグラム isa_japan	

← isa_japan

イミグー【出入国在留管理庁公式】
187 投稿 1,409 フォロワー 2 フォロワー中

政府機関
出入国在留管理庁の公式アカウントです。
当庁マスコットキャラクター「イミグー」をとおして、入管の業務やイベント情報等をより身近に感じてもらえるよう、わかりやすく発信します。
www.moj.go.jp/isa/publications/materials/01_004...

フォロー メッセージ

インスタグラム投稿

地方出入国在留管理官署の各種SNSアカウントは下記サイトを御確認ください。
https://www.moj.go.jp/isa/publications/publications/nyuukokukanri01_00184.html

第10章 組織・体制

近年の出入国在留管理行政をめぐる状況の変化は著しく、業務の量的増加及び質的複雑化・困難化を反映して、組織・機構、人員等の整備・拡充が図られてきた。

2025年度末時点で出入国在留管理行政は、出入国在留管理庁を始めとする全国の出入国在留管理関係機関において6,499人の職員によって遂行されているが、出入国在留管理行政の抱える課題は多岐にわたっており、依然として体制整備面での課題も少なくない。

第1節 組織・機構

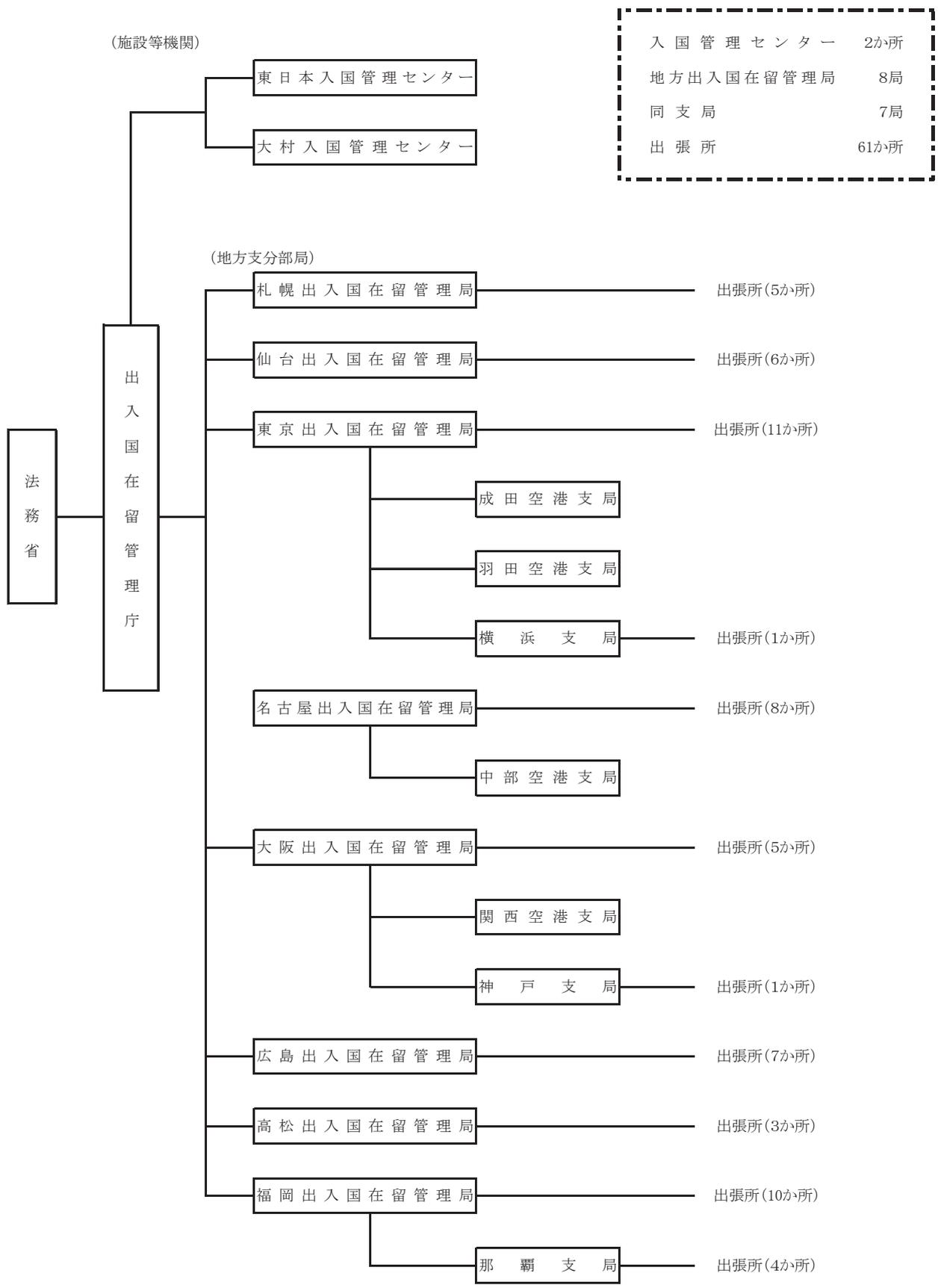
1 出入国在留管理官署の概要

出入国在留管理業務を所掌する組織としては、法務省の外局として出入国在留管理庁が設置され、また、出入国在留管理庁の地方支分部局として、全国8つの地域ブロックごとに地方出入国在留管理局、その下に支局及び出張所（支局の出張所を含む。）が設置されている。また、出入国在留管理庁の施設等機関として入国者収容所が設置されており、それぞれ法令に基づいて、出入国審査、在留審査、在留支援、退去強制手続、難民等の認定、外国人の受入れ環境整備に関する総合調整といった出入国在留管理行政関係の様々な業務を行っている。

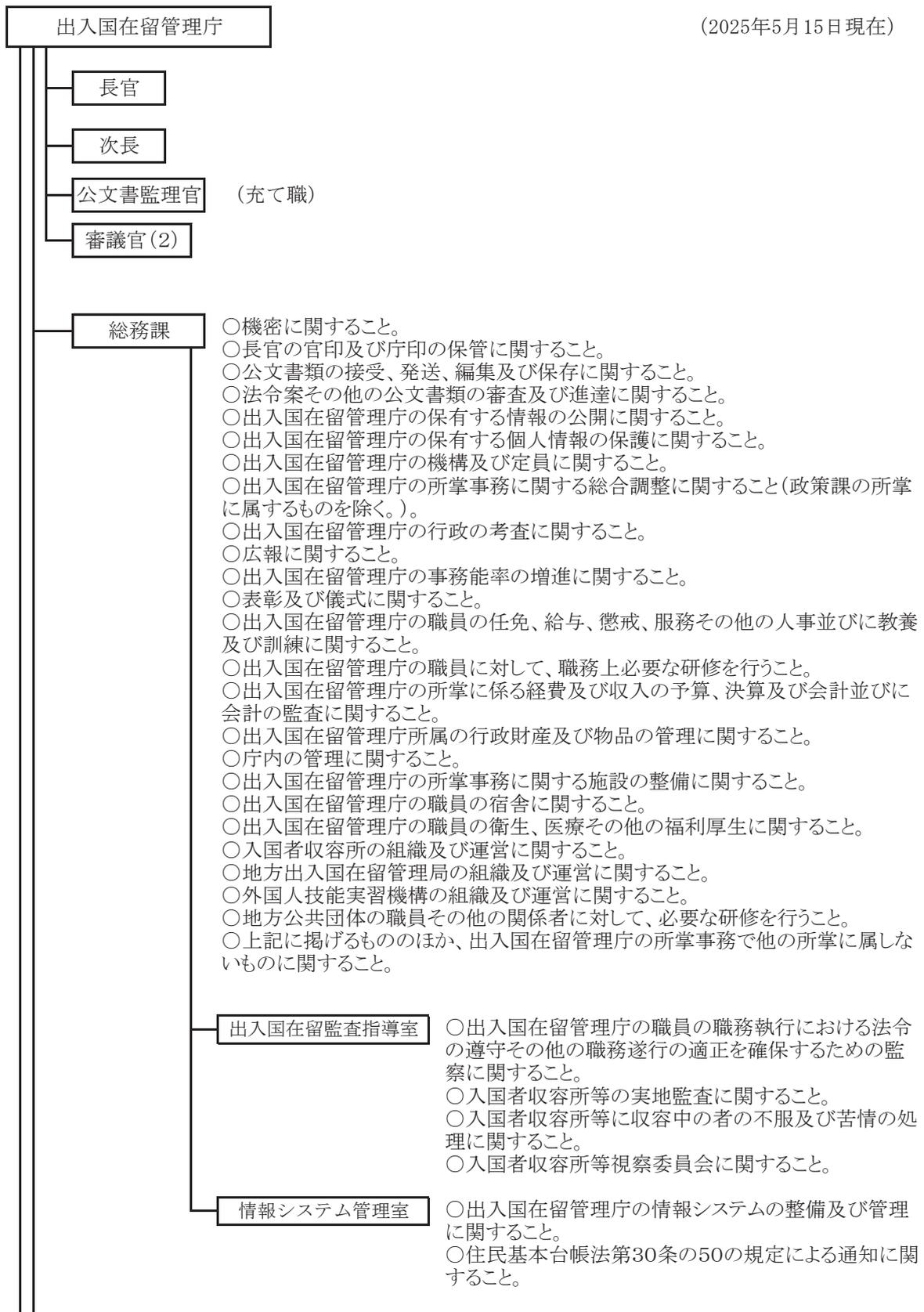
これら、出入国在留管理庁、地方出入国在留管理局、支局、出張所及び入国者収容所を総称して「出入国在留管理官署」という（[図表94、95](#)）。

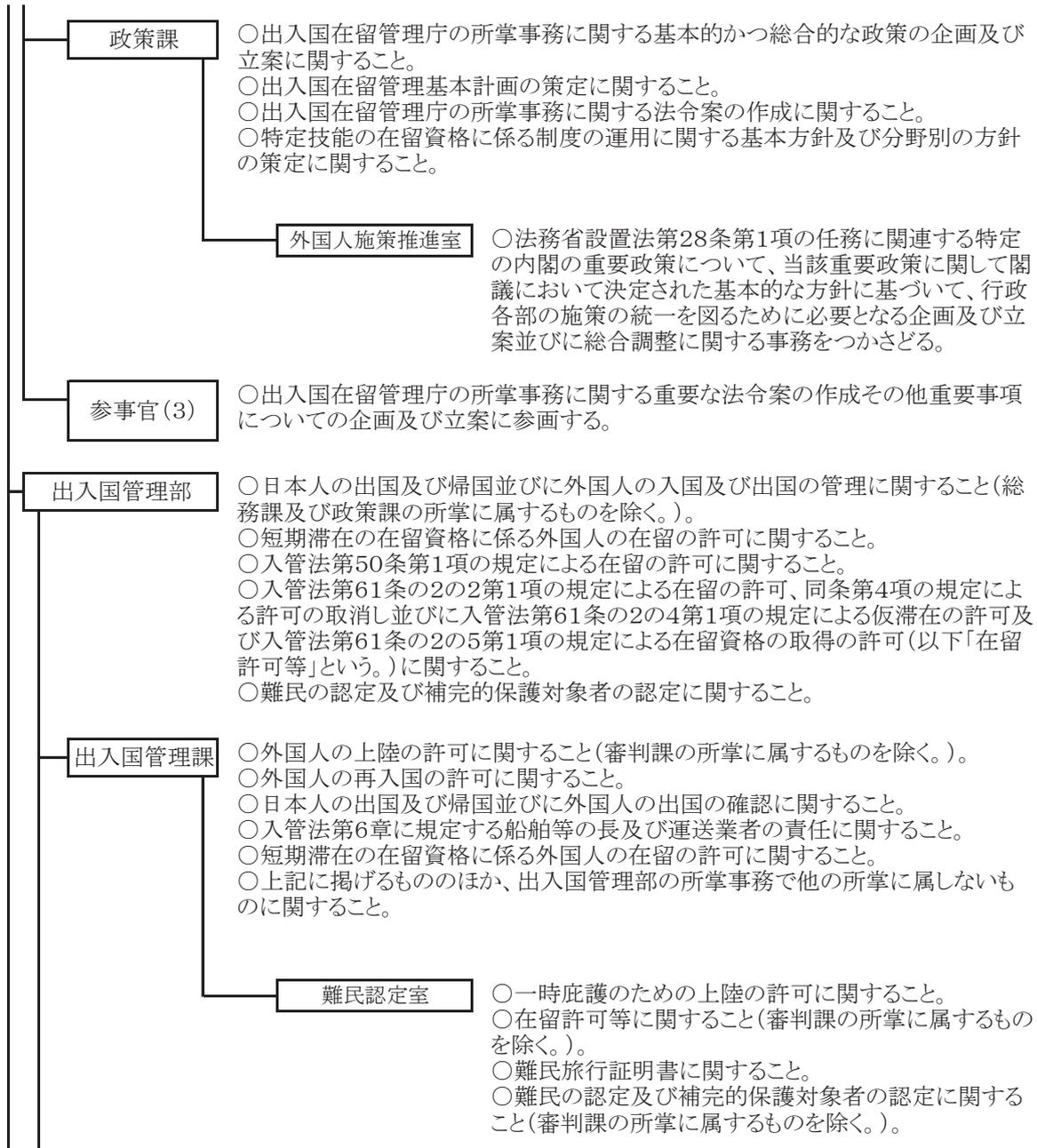
図表94 出入国在留管理庁組織表

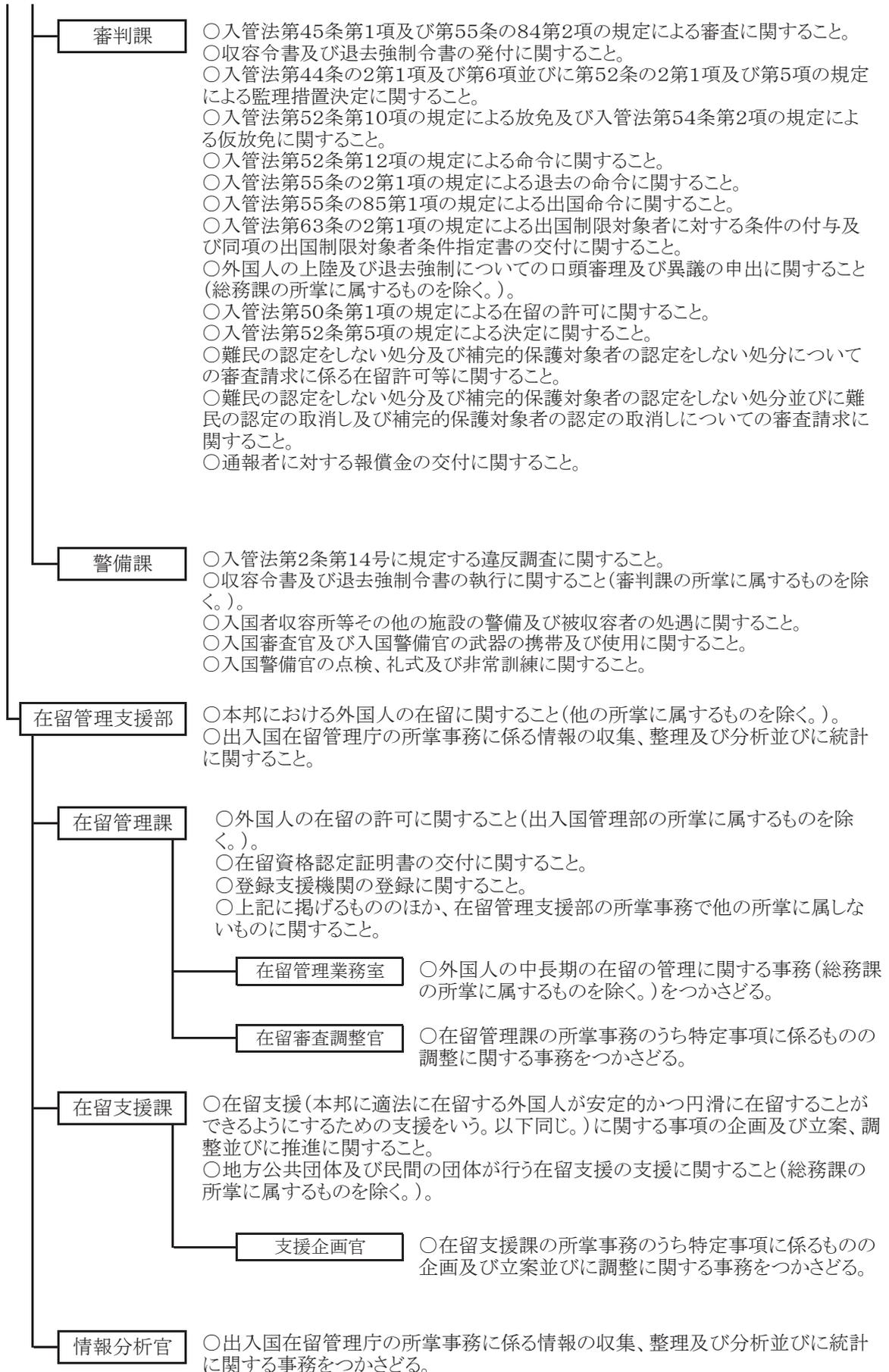
(2025年4月1日現在)



図表95 出入国在留管理庁所管事項







(注) 上記のほか、部付及び課付が配置されている。

2 出入国在留管理官署の組織の見直し

2025年度の主な組織の拡充については以下のとおり。

- 在留審査体制の強化を図るための体制整備として、札幌出入国在留管理局及び高松出入国在留管理局に審査第二部門を新設
- 特定技能に係る業務体制の強化を図るための体制整備として、東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局及び大阪出入国在留管理局に統括審査官を増設
- 訴訟対応体制の強化を図るための体制整備として、東京出入国在留管理局に統括審査官を増設
- 送還実施体制の強化を図るための体制整備として、東京出入国在留管理局、同局横浜支局及び名古屋出入国在留管理局に統括入国警備官を増設
- 神戸空港国際化に伴う入国審査体制の強化を図るための体制整備として、大阪出入国在留管理局神戸支局に統括審査官を増設

なお、地方出入国在留管理局の出張所（支局の出張所を含む。）については、元来、外航船舶の乗員・乗客の出入国審査を目的として設置された歴史的事情を背景に、その大半が全国の海港区域内に立地していたが、国際間の主たる輸送手段が船舶から航空機に移ったことに伴い、空港における出入国審査が主となったほか、長期間我が国に在留する外国人が増加したことなどの行政のニーズの変化に応えるため、海港に設置されている出張所の整理・統廃合を進めるとともに、国際線が数多く就航している地方空港や、都道府県庁所在地その他主要都市に出張所を設置するなど、出張所の再配置に努めてきた（図表96）。

その結果、入国管理事務所から地方入国管理局に組織改編した1981年4月1日当時、全国に103か所設置されていた出張所は2025年4月1日現在で61か所となり、都道府県ごとに最低1か所の地方出入国在留管理官署を設ける一方、1981年当時から約4割を縮減するに至っている。これらの出張所については、各種許可申請や届出、相談等のために訪れる外国人の利便及び支援を図ることのみならず、不法滞在事案及び偽装滞在事案の情報収集に当たり、警察等地元関係機関との密接な連携が必要であるところ、我が国に中長期間在留する外国人を受け入れる地方公共団体又は関係機関との連携といった観点も踏まえ、今後とも、出入国審査、在留審査、在留支援及び入管法違反者に係る情報収集等の円滑かつ適正な業務処理が可能となるよう、より総合的な体制が整った出張所の形態を目指し、合理的かつ効率的な組織体制の整備を引き続き図っていく必要がある。

図表96 地方出入国在留管理局の出張所の整理統廃合状況（実績）

（2025年5月26日現在）

年度	区分	廃止		設置	
		名称	所在地	名称	所在地
2000		尼崎港出張所	尼崎市	佐賀出張所	佐賀市
		呉港出張所	呉市		
		唐津港出張所	唐津市		
		伊万里港出張所	伊万里市		
2001		横須賀港出張所	横須賀市	静岡出張所	静岡市
		鹿児島空港出張所	始良郡溝辺町		
		清水港出張所	清水市		
		田子の浦港出張所	富士市		
2002		岩国港出張所	岩国市	甲府出張所	甲府市
		八代港出張所	八代市		
		日立港出張所	日立市		
		鹿島港出張所	鹿島郡神栖町		
2003		東京港出張所	江東区	新宿出張所	新宿区
		渋谷出張所	渋谷区		
		室蘭港出張所	室蘭市		
		宮古港出張所	宮古市		
		大船渡港出張所	大船渡市		
		石巻港出張所	石巻市		
		佐世保港出張所	佐世保市		
		那覇港出張所	那覇市		
2004		青森港出張所	青森市	青森出張所	青森市
		八戸港出張所	八戸市		
		横浜港出張所	横浜市		
		名古屋港出張所	名古屋市		
		名古屋空港出張所	西春日井郡豊山町		
		堺港出張所	堺市		
		神戸港出張所	神戸市		
		水島港出張所	倉敷市		
		志布志出張所	曾於郡志布志町		
2005		直江津港出張所	上越市		
2007		大阪港出張所	大阪市	東部出張所	江戸川区
		天王寺出張所	大阪市		
2010		羽田空港出張所	大田区		
2014		小樽港出張所	小樽市	旭川出張所	旭川市
2022		東部出張所	江戸川区	松戸出張所	松戸市
2025		小松島港出張所	小松島市	徳島出張所	徳島市

第2節 職員

1 出入国在留管理庁職員

入国者収容所及び地方出入国在留管理局には、出入国在留管理業務に従事する職員として、入国審査官及び入国警備官が配置されているほか、一般行政事務を行う職員である法務事務官及び医師等の法務技官が配置されている。

入国審査官は、①上陸手続における審査及び口頭審理、②在留諸申請の審査、事実の調査及び特定技能所属機関に関する立入検査等、③退去強制手続における審査及び口頭審理、収容令書及び退去強制令書の発付並びに仮放免事務等、④難民認定及び補完的保護対象者認定に係る調査等、⑤外国人の受入れ環境整備に関する事務を行っている。

入国警備官は、①不法入国者や不法残留者等の不法滞在に関する違反事件の調査、②収容令書の執行による容疑者の収容、護送及び収容施設の警備、③退去強制令書の執行による退去強制を受ける者の送還、④事実の調査及び特定技能所属機関に関する立入検査等を行っている。

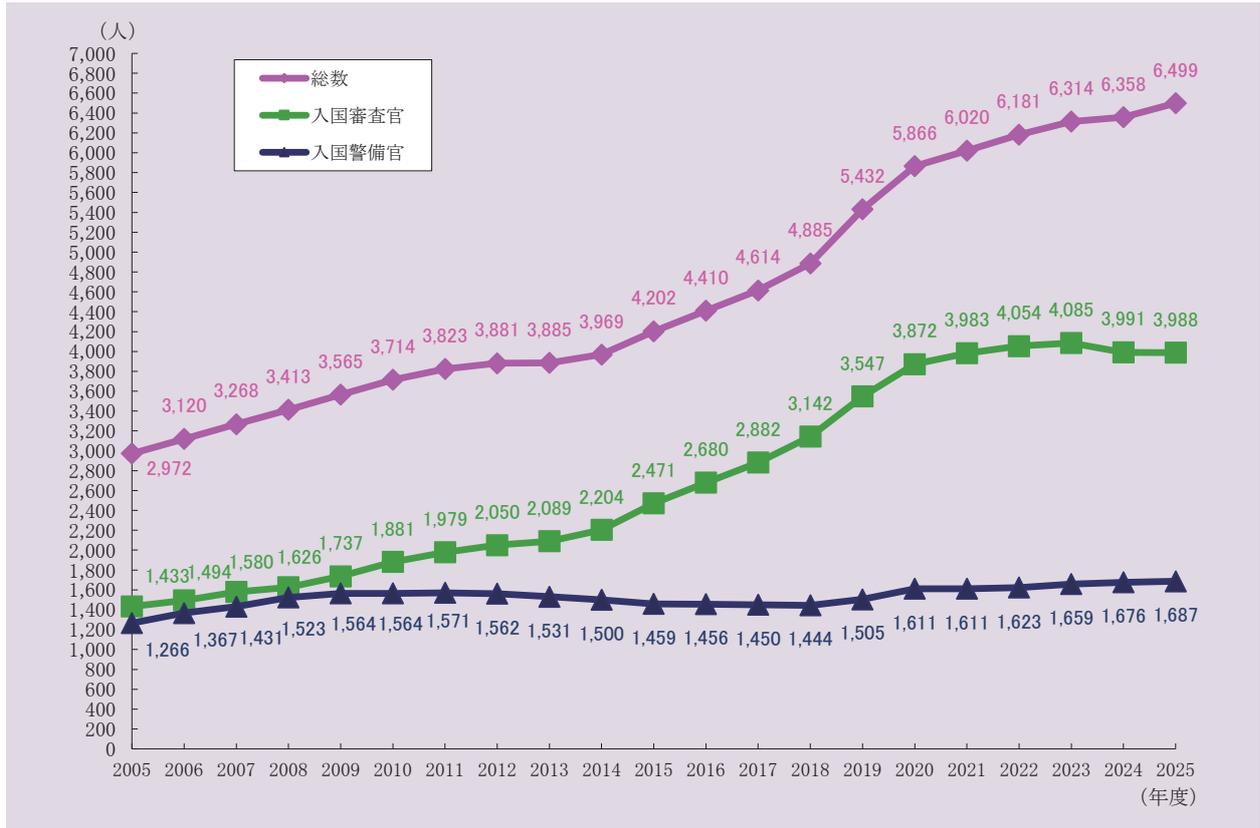
「国家公務員法」においては「警察職員」の規定が適用されており、危険な業務に従事することも多いことから、「一般職の職員の給与に関する法律」において公安職職員となっており、摘発等の部隊組織で行動する際の指揮命令系統を明らかにするため、7つの階級（上位から警備監、警備長、警備士長、警備士、警備士補、警守長、警守）が設けられている。

また、入国審査官及び入国警備官は、個々の職員が独立した出入国在留管理業務の専門家としての業務を行うことから、「専門官制」が導入されている。業務処理に必要な法律知識に加えて、バランスのとれた国際感覚、外国人の多様な風俗、習慣、宗教及び人権に配慮した柔軟な対応が求められている。

2 増員

出入国在留管理庁関係の職員数は、2025年度は6,499人で、5年前の2020年度の5,866人と比べ約10%、633人増加している。しかし、この間も業務件数は高水準で推移しており、観光立国の推進とテロ行為・不法入国防止のための入国審査の円滑化と厳格化の両立、巧妙化する偽変造文書への対策、入国後の外国人に係る在留管理・在留支援の強化、外国人犯罪の温床とも指摘されている不法滞在者の摘発強化と確実な送還、正規滞在者を装う偽装滞在者への対策、更には難民認定等申請案件のより一層の適正かつ迅速な審査など業務内容も複雑・困難の度合いが増している。このような状況に的確かつ迅速に対処し、国民の行政ニーズに応えていくためには、必要な人的体制を整備していくことが望まれる（図表97）。

図表97 出入国在留管理官署職員定員の推移



(人)

年度	区分 本省事務官	地方入国管理官署				小計	総数
		事務官	入国審査官	入国警備官	その他		
1985	169	155	703	658	55	1,571	1,740
1995	163	165	1,152	869	38	2,224	2,387
2000	157	164	1,196	998	26	2,384	2,541
2005	131	122	1,433	1,266	20	2,841	2,972
2006	129	122	1,494	1,367	8	2,991	3,120
2007	128	121	1,580	1,431	8	3,140	3,268
2008	127	129	1,626	1,523	8	3,286	3,413
2009	126	130	1,737	1,564	8	3,439	3,565
2010	126	135	1,881	1,564	8	3,588	3,714
2011	126	139	1,979	1,571	8	3,697	3,823
2012	126	135	2,050	1,562	8	3,755	3,881
2013	126	131	2,089	1,531	8	3,759	3,885
2014	126	131	2,204	1,500	8	3,843	3,969
2015	140	124	2,471	1,459	8	4,062	4,202
2016	140	126	2,680	1,456	8	4,270	4,410
2017	140	134	2,882	1,450	8	4,474	4,614
2018	139	152	3,142	1,444	8	4,746	4,885
2019	211	161	3,547	1,505	8	5,221	5,432
2020	211	164	3,872	1,611	8	5,655	5,866
2021	251	164	3,983	1,611	11	5,769	6,020
2022	291	188	4,054	1,623	25	5,890	6,181
2023	348	197	4,085	1,659	25	5,966	6,314
2024	429	231	3,991	1,676	31	5,929	6,358
2025	483	310	3,988	1,687	31	6,016	6,499

(※) 2018年度以前の本省事務官については、官房審議官を含んでいない。

2015年6月に閣議決定された『日本再興戦略』改訂2015』において、「訪日外国人旅行者『2,000万人時代』への万全の備えを速やかに進め、その早期実現を目指す」とされ、査証緩和措置など観光立国の実現に向けた政府による様々な取組が推進された結果、2015年の外国人入国者数は約1,969万人にまで急増したところ、2016年3月に決定された「明日の日本を支える観光ビジョン」（明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）においては、訪日外国人旅行者数を2020年に4,000万人、2030年には6,000万人とする新たな目標が掲げられ、その後、2023年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により大幅に減少した訪日外国人旅行者数を2025年までに2019年水準超えとすることが新たに目標として掲げられた。

また、2019年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、新たな在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」による外国人材を円滑かつ適正に受け入れるため、また、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる共生社会を実現するため、外国人材の受入れとその環境整備について、着実に取組を進めるとされている。

そのような状況の中、2024年度においては、i A P Iの導入による出入国審査の整備として15人、外国人材受入れに伴う在留管理体制の充実強化として29人、改正入管法に伴う組織体制の充実強化として85人など、合計で175人の増員措置等が認められた。2025年度においては、J E S T Aの導入のための体制整備として24人、特定技能等に係る業務体制の充実強化として79人、送還停止効不適用に伴う国費送還の充実強化として14人、難民認定審査体制の充実強化として10人など、合計で153人の増員措置等が認められた。一方で、2014年7月に閣議決定された「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（2024年6月に一部変更）に基づき、政府の一員として、国家公務員の人材確保が困難化する中で行政サービスを持続させるため、行政のデジタル・トランスフォーメーション（行政DX）に取り組みつつ、行政の業務改革の取組を具体的に推進し、定員合理化に努めている。

3 研修

出入国在留管理庁職員に対する研修については、従来、法務省の研究・研修機関である法務総合研究所（以下「法総研」という。）によって実施されてきた。しかし、出入国在留管理庁の発足後、所管業務の範囲が拡大したことにより、新たな研修科目を加える必要が生じ、また、刻一刻と変化する社会情勢に応じた当庁独自の研修を実施できるよう、2021年4月1日付けで研修機能を法総研から出入国在留管理庁に移行させることとなった。

出入国在留管理庁においては、職階や経験年数等に応じた体系的な研修を実施しており、当該研修では、入管法令等の講義に加え、職務に直結する実技訓練、演習等も行っている。また、体系的な研修のほかにも、職員の専門知識を向上させることを目的に、出入国在留管理庁職員による講義のみならず外部の専門家を講師に招くなどして、入国・在留審査事務従事者研修、難民認定事務従事者研修、指紋鑑識研修、人権関係やメンタルヘルス関係の研修等、各種の研修を実施している。さらに、出入国在留管理庁の業務は主として外国人を対象としていることから、職員に対する英語等の語学研修を語学専門学校等に委託し、業務に必要な語学能力の向上を図るなど、出入国在留管理に関する実務に精通した職員の育成に努めている。

このほか、出入国在留管理庁では、出入国在留管理庁職員だけではなく地方公共団体職員向けに、外国人共生施策に関する研修を実施している。



研修風景

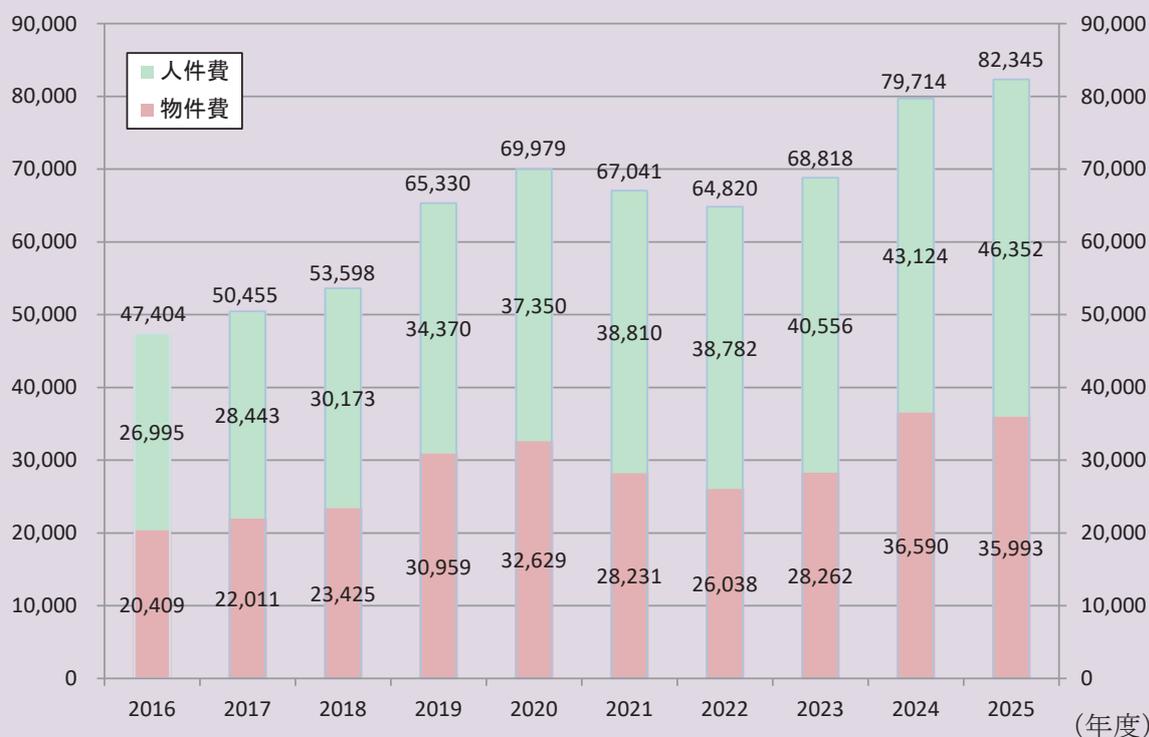
第11章 予算等

第1節 予算

出入国在留管理行政の予算の推移は、図表98のとおりであり、近年の厳しい行財政事情の中、2025年度予算は、出入国在留管理庁が推進する各種施策の実施に必要な経費が計上されている。出入国在留管理庁では、引き続き効率的な予算執行に努め、行政コストの縮減を図ることとしている（図表98）。

図表98 予算額の推移

(単位:百万円)



(単位:百万円)

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
人件費	26,995	28,443	30,173	34,370	37,350	38,810	38,782	40,556	43,124	46,352
物件費	20,409	22,011	23,425	30,959	32,629	28,231	26,038	28,262	36,590	35,993
合計	47,404	50,455	53,598	65,330	69,979	67,041	64,820	68,818	79,714	82,345

- (※1) 2018年度以降の予算には、国際観光旅客税財源充当事業（国土交通省（観光庁）一括計上分）が含まれる。
- (※2) 2021年度予算には、政府情報システム経費（内閣官房及びデジタル庁一括計上分）が含まれる。
- (※3) 2022年度以降の予算には、政府情報システム経費（デジタル庁一括計上分）が含まれる。
- (※4) 百万円単位で四捨五入している関係から、一部整合しない場合がある。

第2節 施設

2025年3月末現在で全国に8か所ある地方出入国在留管理局は、法務単独庁舎（東京、名古屋、大阪）、法務総合庁舎（広島、高松、福岡）及び行政合同庁舎（札幌、仙台）にそれぞれ入居している。また、支局及び出張所は、法務単独庁舎、法務総合庁舎、港湾合同庁舎、行政合同庁舎、空港ターミナルビルのほか、民間又は公有の施設に入居している。

さらに、全国に2か所ある入国者収容所は、法務単独庁舎（東日本、大村）として整備している。